

令和 7 年 6 月 17 日

令和 7 年第 2 回奥多摩町議会定例会会議録

令和 7 年 6 月 10 日 開会

令和 7 年 6 月 17 日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和7年第2回奥多摩町議会定例会 会議録

- 1 令和7年6月17日午前10時00分、第2回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

- 2 出席議員は次のとおりである。

第1番	榎戸 雄一君	第2番	伊藤 英人君	第3番	森田 紀子君
第4番	相田恵美子君	第5番	大澤由香里君	第6番	澤本 幹男君
第7番	小峰 陽一君	第8番	宮野 亨君	第9番	高橋 邦男君
第10番	原島 幸次君				

- 3 欠席議員は次のとおりである。

な し

- 4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

- 5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 保君 議会係長 小峰 典子君

- 6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企画財政課長	杉山 直也君
総 務 課 長	山宮 忠仁君	住 民 課 長	岡部 優一君
子育て定住推進課長	河村 寿仁君	福祉保健課長	須崎 洋司君
観光産業課長	大串 清文君	自然公園施設担当課長	新島 和貴君
環境整備課長補佐	角田康一郎君	環境担当主幹	坂本 秀一君
会計管理者	岡野 敏行君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病院事務長	岡部 勝 君		

令和7年第2回奥多摩町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和7年6月17日（火）

午前10時00分 開議

会 期 令和7年6月10日～6月17日（8日間）

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	——	議長開議宣告	——
2	——	一般質問（9名） 1 澤本 幹男議員 2 宮野 亨議員 3 高橋 邦男議員 4 原島 幸次議員 5 相田恵美子議員 6 榎戸 雄一議員 7 伊藤 英人議員 8 森田 紀子議員 9 大澤由香里議員	——
3	——	各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について	決 定
4	——	議員派遣について	決 定
5	——	町長あいさつ	——

（午後3時46分 閉会）

午前 10 時 00 分開議

○議長（小峰 陽一君） 改めまして皆さん、おはようございます。

開会前にお知らせをいたします。定例会初日に宮野議会運営委員長からご報告がありましたとおり、議会の情報公開をより充実させ、開かれた議会運営をするために、今回の定例会から一般質問のみ映像配信を行うことになりました。質問や答弁の内容が広く町民の皆様が届くこととなりますので、その点をご留意いただき、簡潔な質問及び答弁にご協力をお願いしたいと思います。

それでは本日の議事に入りますが、本日の日程はお手元に配布のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第 2 一般質問を行います。

通告のありました議員は 9 名です。

これより通告順に行います。はじめに、6 番、澤本議員。

〔8 番 小峰 陽一君 登壇〕

○6 番（澤本 幹男君） おはようございます。それでは 1 問目の質問をさせていただきます。今後の魅力ある少子化対策事業についてでございます。

今年から第 6 期長期総合計画がスタートしました。町が誇る少子化対策は、第 5 期長期総合計画から内容を引き継いでいます。町は町の魅力を高めるために日本一の子育て支援事業を推進してきました。

奥多摩町独自の子ども・子育て支援推進事業として 15 項目の助成を行っていますが、最近、近隣の市町村も特に移住・定住対策に力を入れはじめております。特に青梅市やあきる野市は移住・定住対策に注力しております。移住希望者は全体的には増加しているようですが、やはり奥多摩町を選んでくださる方が多くなることが大切です。

子育て支援では、国や東京都も補助制度を拡充しており、町の独自の 15 項目の魅力が薄くなっていく中で、近隣市町村との差別化を行い、そして今後何か別の魅力ある少子化対策事業を行っていくことも必要です。

そこで以下お伺いいたします。

- 1、今まで行っていた 15 項目の少子化対策事業は見直しをしますか。
- 2、若い世代が移住の決め手となる魅力ある事業は考えていますか。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 6 番、澤本幹男議員の一般質問の 1 問目、今後の魅力ある少子化対策事業についてお答えをいたします。

1 点目の今まで行っていた 15 項目の少子化対策事業の見直しをしますかについてですが、町では平成 20 年 4 月から全国に先駆けて子ども・子育て支援推進事業を開始し、町独自の支援事業を行ってまいりました。開始当初は 8 項目の助成事業でしたが、徐々に内容を拡充し、平成 27 年 4 月から 15 項目の助成事業を行い、その後も内容や助成項目の見直しを図りながら、子育て世帯を支援する事業として、これまで実施してまいりました。

しかし、令和 6 年度の 3 学期から東京都の補助制度が拡充し、都内の公立小・中学校で学校給食費が無償化となったため、令和 7 年度の助成事業は 14 項目となっており、このほかにも令和 7 年 9 月から東京都では保育料の第 1 子無償化が開始されますので、子どもの人数や所得に関係なく保育料が無償となり、保育園保育料助成事業につきましても町独自の支援事業に該当しなくなります。特に、学校給食助成事業については、令和 6 年度の実績で 15 項目の中で最も件数と助成費用が多く、全体の約 35%、950 万円を占めておりました。

このように事業開始から 16 年が経過し、国や東京都の制度等も拡充されるなど、子育てを支援する状況が変わっておりますので、議員ご指摘のとおり、何か別の魅力ある少子化対策事業を行っていく必要があると認識をしております。

子ども・子育て支援推進事業につきましては、次のご質問との関連もございますが、若者の定住対策には欠かせない事業でありますので、近隣市町村の状況も見ながら、早急に事業内容の見直しを進めてまいりたいと考えております。

次に、2 点目の若い世代が移住の決め手となる魅力ある事業は考えていますかについてですが、町では人口減少への取組として、第 5 期長期総合計画において少子化対策と定住化対策を奥多摩創造プロジェクトに位置づけ、重点的に施策を推進した結果、人口減少スピードが緩やかになるなどの一定の効果は得られましたが、全国的に人口が減少していく中で、町においても引き続き厳しい状況にあります。

また、議員からもご説明がありましたように、最近では近隣の自治体でも移住・定住対策に力を入れており、少子高齢化が全国的に更に進行する中において町への移住者の確保と転出者を抑制することは喫緊の大きな課題であると認識をしております。

そのような中、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年を計画期間とした奥多摩町子ども計画を策定いたしました。策定に当たり、令和 6 年度中に町の子ども・子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用規模、子育て中の皆様の現状や中学生、若者等の意

見を計画に反映させるためにアンケート調査を実施いたしました。このアンケート調査では、若者世代からも様々な意見が寄せられておりますので、アンケートの結果も参考にしながら、若い世代が移住の決め手となるような魅力ある事業の実施について早急に検討を進めてまいりたいと考えております。

また、令和7年度におきましては、子育て定住推進課を新たに設置し、子育て支援に係る事業と移住・定住に係る事業を一体的に進めていく組織体制を整えましたので、それぞれの係が連携し、知恵を出し合い、新たな事業を検討すると同時に、引き続き実施する定住対策事業等については、より多くの方に知っていただくことが重要であると思いますので、PRイベント等への積極的な参加やホームページの充実を図りたいと考えております。

いずれにいたしましても現時点では具体的な事業内容はお示しできませんが、町といたしましては、第6期長期総合計画に基づき、引き続き子育て支援の充実と移住・定住促進を図ってまいりますので、ご理解くださいますようお願いをいたします。

○議長（小峰 陽一君） 澤本議員、再質問ありますか。

○6番（澤本 幹男君） ご答弁ありがとうございます。いろいろアンケートを取ったり、認識があるというご答弁、ぜひともいろんな近隣の市町村も必死で考えておりますので、特に隣接している青梅市ではいろいろな方策を考えております。また、福生市なんかでも高校生までの自己負担分の医療費の助成とかなんかもいろいろ考えておまして、本当に近隣がいろんなことを考えはじめていますので、いろんな意味で本当に奥多摩の魅力というのはいっぱいあるわけですから、別にお金を出すことだけが魅力ではないと思いますけれど、トータル的にぜひともまず奥多摩を選んで入れるということの一つになると思うんで、別にお金を出すことが第一ではないですけど、魅力ある、何か新しい対策事業として、考えていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

1問目は以上で終わります。

○議長（小峰 陽一君） では、次の質問に移ってよろしいですか。2問目の質問を許可します。

○6番（澤本 幹男君） それでは2問目の質問をさせていただきます。奥多摩町のサル対策についてでございます。

奥多摩町の有害獣の中で、近年特にサルの出没が多くなり、一生懸命畑に植えた農作物は収穫寸前に食べられ、その上、畑も荒らされています。長年畑作業をしていた方にとってショックで気落ちします。

サルによる人への危害は不明ですが、威嚇をされた方は多くおります。通学時の子ども

たちへの危害を心配している親もいます。

獣害は野生動物に農地等が安全でえさが食べられる場所と認識されているからこそ発生し、正しく対処すれば改善できると言われてしています。

獣害対策の基本と言われていることは、１、集落や地域のえさ資源を低下させる。未収穫の果樹の伐採等。２、野生動物の隠れ場所を低下させる。耕作放棄地や手入れがない森林等です。３、正しく囲い、管理する。防護柵で正しく防ぐでございます。

サルについては組織的に正しく追い払う、サルが侵入した場所に複数人が集まり、サルが集落から出るまで組織的に追い払う、発信機やGPS等を活用して頭数を管理し、計画的に対応する必要があります。近隣では檜原村が長年サルの被害に困って、サル対策緊急プロジェクト会議を立ち上げ、実行した結果、一定の成果が上がっているとお聞きしております。

そこで以下伺いたいします。

- １、檜原村のサル対策の実例は参考になりますか。
- ２、自助・共助だけでなく公助はどのように行うのか。
- ３、対策をする場合、予算はどうするのか。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） ２問目の奥多摩町のサル対策についてお答えをいたします。

１点目の檜原村のサル対策の実例は参考になりますかについてですが、令和７年第１回町議会定例会におきまして１番、榎戸雄一議員からの一般質問、施政方針についてに対する答弁の中で檜原村のサル対策に触れており、一部内容が重複いたしますことをご容赦くださいますようお願い申し上げます。

檜原村のサル対策につきましては、本年２月に檜原村で開催された報告会に観光産業課の職員が出席し、檜原村で実施されたサルの大規模捕獲について報告を受けてまいりました。その報告によれば、檜原村内でも特に農作物への被害のほか、人家や商店などへの侵入を繰り返すサルの群れ約１００頭を対象に、自然の食べ物が少なくなる冬の時期に大規模捕獲を行うため、昨年９月から餌づけを開始し、その後、１０月に大型の檻を設置の上、餌づけを継続して、檻への警戒心がなくなった１２月下旬に檻を閉め、合計４３頭を捕獲したとのことであります。

この大規模捕獲に当たっては、地元猟友会のご協力はもちろん、餌づけによりサルを呼

び寄せることから、何より周辺住民皆様のご理解が欠かせないとのことであります。

現時点、当町におきましては、檜原村のように人家に侵入するなど、生活被害までには至っておりませんが、いつ何どき町内において同様の被害が発生しないか、強く危惧をしているところであります。

町では、この檜原村のサル対策は大いに参考になることから、当町の実情に応じて同様の対策を図るため、引き続き観光産業課において檻の設置場所や長期間にわたる餌の確保方法などの検討を重ねております。

次に、2点目の自助・共助だけでなく公助はどのように行うのかについてですが、町では冬場のサルの餌を少なくして自然淘汰されることを目的として、昨年末から年明けにかけて海沢ふれあい農園の協力を得て、柚子の木の剪定・伐採を町内6か所で行ったところであります。

また、今年度当初予算で簡易電気柵等購入費補助事業及びサル追い払い用花火等の無償配布に係る経費を増額し、公助としての対応を拡充いたしました。

具体的には、簡易電気柵等購入費補助事業におきましては、前年度までの補助上限額3万円、補助率50%を、今年度から補助上限額を6万円、補助率を80%にそれぞれ拡充しており、昨年度は年間4件であった申請は、今年度は既に7件受け付けております。

一方、サル追い払い用花火等の無償配布につきましては、従来の爆竹・ロケット花火のほかに、駆逐用閃光珠5連式の獣害対策用花火の配布を開始しており、既に41名の方に配布をいたしました。この獣害対策用花火は、銃声と間違えるほどの大きな音とまぶしく光るもので、打ち上げた地域では一定期間、サルの出没が減少するなどの効果が出ております。

しかしながら、この獣害対策用花火の効果もサルが危害ないものと認識してしまう期間までであり、現状のサルの出没状況や農作物への被害状況を踏まえれば、これまでの追い払い中心の対策から、公助としての最終的な対策としてサルの群れの状況に応じた大規模捕獲を実施しなければならない段階であると認識しております。

次に、3点目の対策をする場合、予算はどうするのかについてですが、サルの大規模捕獲を実施するに当たり、まず町独自にサル管理計画の策定が必要となることから、所管課の観光産業課においては、その計画を協議する会議体として奥多摩町農業推進協議会を活用し、併せて猟友会との協議も予定しているところであります。

また、大規模捕獲に当たっては、数か月にわたる餌づけ場所や大型檻の設置場所の選定、確保が必要であり、何より周辺住民皆様のご理解が不可欠であることから、先月開催いた

しました自治委員会議において観光産業課長から自治会長皆様にご協力をお願いをさせていただいたところであります。

その一方、大規模捕獲に必要な経費といたしましては、餌づけ用の餌代、大規模捕獲用の檻の設置に係る費用について東京都の補助事業を活用し、財源を確保した上で、今年度中に補正予算を計上したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

更にサルによる獣害は複数の自治体にわたって発生しており、近隣市町村とも連携することはもちろんですが、近県においては山梨県及び神奈川県でサル管理計画が策定済みであることから、東京都に対してもかつてのシカ管理計画の策定時と同様に、捕獲を含んだ個体数の管理、被害防除対策などを盛り込んだ東京都版サル管理計画の早急な策定について引き続き強く要望してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 澤本議員、再質問ありますか。どうぞ。

○6番（澤本 幹男君） ご答弁ありがとうございました。サル対策につきまして捕獲検討等、いろいろ検討していただくということで前向きなご答弁をいただきましてありがとうございました。

ちなみに檜原村については、非常に苦勞して、いろんな思いをしてやったという話を聞きて、その中で予算についても、要するに首輪をつけたり、発信機をつけて、発信機は20万だし、非常にお金がかかるし、餌代だって300万かって囲い込み、そして花火だってロケット8連発ですか、総対策費が4,200万ということで非常に大きな金額を組んでいるわけですね。これは本当に檜原村としては逼迫して、家の中に入ったりして非常に困ったということでやったんでしょうけど、奥多摩町はそこまでの被害は出ていませんけれど、いろんなトータルも含めてお金もかかることでしょうから、東京都に申請されるということでございます。また、いろんなことも総体的に含めてサルに対する対策というものをどこかできちっとやっていただければありがたいなと思いますので、よろしく願いします。

再質問等はありませんけど、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、6番、澤本議員の一般質問は終わりました。

先程澤本議員から申出がありましたように、ここで退席していただくように許可します。それでは引き続き一般質問に入ります。

次に、8番、宮野亨議員。

〔8番 宮野 亨君 登壇〕

○8番（宮野 亨君） 通告に従いまして一般質問をします。住民サービスに生成A I

ロボットの導入を。

現在開催している大阪万博では様々なロボットが活躍している。町では２年後に新庁舎が完成する。そこで、町のゆるキャラ「わさびー」を生成ＡＩ化し、副町長配下の「福副町長」、この「福副町長」は、副役職の副じゃなくて福德の福で「福副町長」としました。シンボリックポジション待遇でホール内に常駐させるのはいかがか。副町長配下待遇は、法的身分ではなく、愛称として設定し、広報物に「（仮）ＡＩ福副町長」と表記すれば面白い。効果としては、来庁者の初動案内を自動化し、手続に関する簡易Ｑ＆Ａや防災情報などを瞬時に回答。職員の負担軽減に繋げる。また、情報量は大容量であり、２４時間対応可能、観光客や外国人には多言語で対応ができる。

先行事例としては、熊本県南関町役場は新庁舎移転後に部署案内と雑談対応を任せ、名物として来庁者が増えた。また、山梨県富士川町役場では、自走型ＡＩロボ「Ｔｉｍｏ」で窓口の案内をさせて１日３０件から５０件の職員対応を肩代わりしている。

案内ロボと町独自のキャラクターの組合せはまだ全国には前例が少なく、かなり話題を呼ぶとともに人手不足の解消にも繋がる。わさびーロボは自走型で腕可動の表情豊かな親しみやすいものとし、製作期間２年をかけて完成してはいかがか。町のご所見を伺います。お願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） ８番、宮野亨議員の一般質問、住民サービスにＡＩロボットの導入をについてお答えをいたします。

議員からは、大阪万博や南関町役場、そして富士川町役場でのＡＩロボットの導入事例をお示しいただき、わさびーをＡＩ化したロボット製作についてご提案いただきました。

大阪万博ではロボットエクスペリエンスと呼ばれ、会場内で体験できるロボットが２５の企業や団体から５０機種以上参加しており、人との関わりを前提としてデザインされたロボットがレストランや広場など、会場の様々なところで人をサポートしているとのことでもあります。

具体的には、ロボットによる施設内搬送、案内、清掃、警備といったサービス等を実施、または展示することで、日々の生活の豊かさにロボットが寄与する未来の具体的なイメージを提供しているとのことでした。

次に、南関町役場及び富士川町役場のＡＩロボットは、議員からご説明がございましたように、新庁舎への移転をきっかけに導入されており、いずれも来庁者への案内を行うた

めの自立走行型の案内ロボットとなっております。

なお、導入に至った本質的な理由といたしましては、南関町では移転後、新庁舎の窓口を迷う来庁者が多く、当初は案内役の職員を当番制で配置しておりましたが、人手不足で本来業務に悪影響があったこと、富士川町では、新庁舎が広く分かりにくいという利用者からの声に対して、人員に余裕がないため、案内係の設置ができなかったということでもあります。したがって、いずれの役場におきましても同じような課題を抱えており、この課題を解決する方法がA I ロボットによる案内であったと言えるかと存じます。

翻って奥多摩町役場におきましては、令和9年度中に新庁舎での業務開始を予定しているところではありますが、新庁舎における来庁者の動線は、これまでもその都度ご説明してまいりましたように、シンプルであり、1階は各課窓口が直線的で見通しもよく、2階の執務室につきましても、吹き抜けにより把握しやすい設計としており、庁舎内の各種案内用サインにつきましても必要な対応を図ることとしております。

また、新庁舎建設に要する経費は当初の見込みより増大している状況にありますので、各種経費の節減は今後ますます重要になってまいります。

これらの理由から町ではA I ロボットの導入につきましては困難ではありますが、引き続き先端技術の導入に関しましては、東京都をはじめとする関係機関から情報収集を行うとともに、近隣自治体とも情報共有を図りながら、住民サービスの維持、向上に繋がるよう努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 宮野議員、再質問ありますか。宮野議員。

○8番（宮野 亨君） 再質問。予算的にロボット関係もかなり安くなるんで、Aランクからランクづけしたらいっぱい出てくると思うんで、ちょうどそのときに合った予算で使えるロボット、とにかくわさびーのキャラをもっと使うべきと考えますが、予算的には、2年後はちょっとわかんないですけど、今どのぐらいの予算を見込んだか、私のほうで提示していなかったんですが、500万ぐらいのロボットでは大したことないのか、一つ聞かせていただければ。今の段階ではちょっと無理かとか、その辺をお答えいただければ。2年後に対していろいろレベルアップ、いろいろ検討できるのではないかと思いますんで、今お答えの中の金額的には、私は500万ぐらいのロボットはいかがかというふうに提案したんですけど、それでは大した機能ができないのかどうか、そこのところ1点聞かせていただければありがたいです。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 8番、宮野議員さんからの再質問のほうにお答え申し上げます。

ます。

今回住民サービスにＡＩロボットの導入をということでご質問をいただきました。再質問の趣旨につきましては、予算的に 500 万円ぐらいだったらどのような状況かということでございます。先程 2 つの役場の事例を出していただきました。この辺につきましても新庁舎絡みということで導入を図っておりますが、基本的には実証実験的な部分で、或いは企業等の支援を受けながらということで導入を図っているようでございます。

1 つの部分といたしまして、南関町のほうはソフトバンク社がリリースしているペッパーというもののようなんですけれども、資料を確認している中では、こちらのそれこそ南関町の一般質問の中でもこういう話が出ておりまして、その様子を見ますと、年間経費が 87 万でリースというようなお話のようでございます。そういった部分で、これはある程度量産といたしますか、各地で使いはじめられているようなものでございますので、そういった面で見ると、それは予算の所管であります企画財政課のほうとも調整を図らなければいけないんですけれども、不可能な数字ではないのかなという感じはします。

ただ一方で、500 万というと、恐らく購入という意味かなというふうに思うんですけども、そこですと、本当に実際にいろいろ調べてもケース・バイ・ケースなので、明確な数字が出ていないんです。なので、その辺については現状におきましては即答は控えさせていただきますということをお願いしたいと思います。

またもう一点、わさびキャラを使うべきというご提案もございました。先程のペッパーというのは個体が決まり切った形をしています。そこからいわゆるカスタマイズしてとかいうことになる、多分また別の費用がかかったりということもございます。それからこういったＡＩロボットを導入しておしまいではなくて、その町の役場の中身についてのディープラーニングとか機械学習があるんですけれども、そのロボットに対して、言えばその役場の職員側からいろいろな知識を授けていかないとバージョンアップができなくて、全てが正しい回答に繋がらないというような事例も見ておりますので、その辺も含めて今後研究をさせていただくということで、２年後にこういった形でできるのかというのは今何とも申し上げられません。

一方で、デジタルサイネージ的なものというのも導入検討を図っておりますけれども、こちらかなりの金額がかかるということもありますので、いわゆるロボットの形、人間の形をしたものということにこだわらず、案内という意味で何かわさびピーであるとか、イメージキャラクターの部分が生かせるような、そういった内部で研究させていただきたいと思いますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 宮野議員、次の質問に移りたいと思いますが、いかがですか。
2問目を質問してください。

○8番（宮野 亨君） 私、1問だけなんで、今の回答で結構でございます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、8番、宮野議員の一般質問は終わりました。
次に、9番、高橋邦男議員。

〔9番 高橋 邦男君 登壇〕

○9番（高橋 邦男君） 1問目、森林環境譲与税の有効活用について質問します。

森林環境譲与税は、平成31年3月に森林の整備・保全や林業の振興、森林を活用した地域振興など多岐の目的で導入されました。令和元年度より全国の各自治体に譲与されています。

4年、5年度には本町に年に約3,800万円ほど譲与され、庁舎建設事業や森林セラピー事業、日照確保事業などに活用されています。ただ、その多くは森林整備基金として積み立てられ、その現在高は5年度末には約1億2,400万円ほどになっています。

行政面積の約94%の森林を有する本町においては、この森林環境譲与税は有効に活用されなければなりません。

また、6年度より住民皆さんから森林環境税として年額1人1,000円（未成年者等一部住民を除きます）徴収していることから、その活用状況や効果が目に見える形に取り組む必要があると思っています。

そこで次の質問にお答えください。

1つ目、現在の主な活用状況とその効果について。

2つ目、今後の森林整備基金の有効活用をどのように考えていますか。

よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 9番、高橋邦男議員の一般質問の1問目、森林環境譲与税の有効活用をにお答えいたします。

1点目の現在の主な活用状況とその効果はについてですが、令和6年度において国から交付を受けました森林環境譲与税5,249万9,000円の活用状況といたしましては、登計トレイル維持補修工事に1,014万3,000円、森林境界確定作業委託費に742万5,000円、東京都森林経営管理制度協議会負担金に232万3,000円、排出困難地における森林整備事業費に86万7,000円、東京都森林クラウドシステム負担金に29万9,000円、多摩の森活性

化プロジェクト推進協議会負担金に 20 万円、合計 2,125 万 7,000 円を森林関連事業の財源として充当したほか、3,124 万 2,000 円を森林環境整備基金に積み立てたところであります。このうち登録トレイル維持補修工事費及び森林境界確定作業委託費は町独自の事業で、森林環境譲与税が貴重な財源となっております。

更にその他の主な事業は、森林環境譲与税を活用した都内の自治体連携の取組に係るもので、令和 2 年度に設立された東京都森林経営管理制度協議会及び令和 5 年度に設立された多摩の森活性化プロジェクト推進協議会に関連する事業であります。これらの 2 つの協議会の事業は、予算規模としましても、また、執行体制としても当町単独では到底実施することができない事業であることから、広大な森林面積を有する当町として今後も 2 つの協議会の事業に積極的に参画し、当町における森林環境整備等に活用してまいります。

次に、2 点目の今後の森林整備基金の有効活用をどのように考えていますかについてですが、森林環境整備基金の令和 6 年度末現在高は 1 億 5,560 万 5,000 円となっており、後年事業への充当財源として活用を考えておりますが、現時点においては、新庁舎建設整備事業における木材の活用に係る経費への充当を予定しているところであります。

一方、令和 6 年度から森林環境税として、個人住民税均等割と合わせて年額 1,000 円の徴収が開始となり、また、譲与基準も令和 6 年度から当町のように林野率が高い場合の割増し補正が適用となり、当町における森林環境譲与税は、今後も約 5,000 万円の歳入が見込まれる状況であります。

当町における森林環境譲与税の活用につきましては、町の林業振興事業協議会において協議を行い、令和 6 年 2 月にその主な方針として、1 つ目、森林経営管理制度による人工林の施業状況の把握と管理、2 つ目として、森林の整備、3 つ目、木材利用の推進、4 つ目、そのほか森林整備に関する事業、5 つ目、後年事業への活用を定めたところでありますが、同方針の中で今後実施する事業等の検証及び譲与される税額に対し、効果的な事業が行われるよう基本的な考え方について見直しを行うこととしております。

令和 6 年度開催の協議会において今年度からスタートした町の第 6 期長期総合計画を見据え、コンセプト「持続化」の将来像「サステナブルなまちづくり」に掲げる施策の方向性「資源を活かす・大切にするまちづくり」の実現に向けて、取組例として示した「木質資源の活用」については、第 6 期長期総合計画にひもづく個別計画として令和 8 年度に策定を予定している農業・林業・観光等を含んだ産業振興計画の 1 つの施策として位置づけるものといたしました。

その木質資源の活用に係る事業等への財源として、森林環境譲与税及び森林環境整備基

金の充当事業及び充当額を新庁舎建設整備事業への今後の充当額を踏まえながら、令和8年度にかけて町の協議会においても議論を重ね、令和6年2月に定めた活用方針の見直しを行うものとしておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 高橋議員、再質問ありますか。高橋議員。

○9番（高橋 邦男君） 答弁ありがとうございました。

では1つ目の再質問ですけども、答弁の中で多摩の森活性化プロジェクト協議会のほうにも拠出しているというお話がありました。こちらのほうの協議会は、西多摩でいうと青梅市、それから日の出町、檜原村、奥多摩町が入っていると思います。それ以外は八王子市も入っているのかな。それ以外については山を持ってない区とか市が入っていると思います。やはり山を持っている檜原村とか奥多摩町、その町長、村長さんがイニシアチブを取ってこの協議会の活動について推し進めてほしいなと思います。答弁の中ではどういう活動をしているかというのが余り見えないんで、その辺も含めて答弁していただければありがたいです。お願いします。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 9番、高橋議員の再質問にお答えいたします。

多摩の森活性化プロジェクトの内容についてのお尋ねかと存じます。町長の答弁の中で森林環境譲与税の活用という中で答弁もあったところでございますが、こちら令和5年度に設立された多摩の森活性化プロジェクト推進協議会でございます。議員からも再質問の中でご説明をいただきましたが、山を持つ西多摩地域を中心という形で、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町のほか、八王子市、町田市についても加入をし、一方で区部については、令和6年度でございますけれども、千代田区、中央区、台東区、品川区、荒川区、葛飾区が加入をされているものでございます。

一方で、事務局としましては、東京都の産業労働局の森林課を事務局として、都も交えた形での都内連携という形で事業を展開しているものでございます。

主な事業としまして令和6年度でございますけれども、多摩の森の整備及び保全という形で間伐でございますが、令和6年度においては、あきる野市と檜原村で行われたところであり、奥多摩町においては令和5年度で実施をいただいたところでございます。

一方で、当町に関係するものという中で都内連携としまして、現場体験事業ということで自然体験ツアーを実施していただいております、こちらについては奥多摩町と檜原村で事業が展開されたところでございます。こちら奥多摩町においては年4回実施をいただいたところでございますが、区部の区民の方が林業体験という形で、自然体験ツアーという形で、

奥多摩町においてはおくたま地域振興財団に委託がなされておりまして、森林セラピーのツアー等を実施したところでございます。4回の実施で延べ50名ほどの区民の方に当町にお越しをいただいているというところでございます。

一方で、協議会としまして情報発信気運醸成事業という形で、専用のホームページの開設・運営がなされており、SNS等での広告展開、もしくは区部での書店でのキャンペーンというような形の中で、そういった中でも奥多摩町の森林セラピーのほうの紹介もいただいているところでございますので、今後もととも町単独ではできる事業ではございませんので、町といたしまして積極的に参画をするという形の中で、こちら年2回ほど幹事会という形で、私が観光産業課長として幹事で会議も出席しており、総会については町長も委員という形ではございますけれども、実質的には総会は書面開催という形でございますので、幹事会が対面という形で、私のほうが委員として参画しておりますので、積極的に発言をしながら、当町の森林整備に繋がるような形で展開してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 高橋議員、これで質問終了でよろしいですか。

では再々質問を許可します。

○9番（高橋 邦男君） ありがとうございます。ぜひイニシアチブを取って推し進めてほしいなと思います。また、それが住民の人たちにも目に見える形で周知ができればありがたいなと思っています。

2つ目の再質問ということでよろしいですか。

○議長（小峰 陽一君） 2問目に移るということですか。

○9番（高橋 邦男君） いや。

○議長（小峰 陽一君） 再々質問ですね。どうぞ。

○9番（高橋 邦男君） すみません。よろしくお願いします。

今後の使い道ということでいろいろお話がありました。自分も日頃思っていることなんですけども、森林再生とか、水の浸透を高める事業等、年間億単位で別に予算があると思うんで、この森林環境譲与税の使い道については、森林の整備・保全ももちろんですけど、その他の部分で、特に日照確保とか、或いは道路の景観確保、凍結防止ということで、幹線道路の樹木の伐採とかそっち方面には活用ができないものか。分かる範囲でお答えください。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 9 番、高橋議員の再々質問にお答えをいたします。

事業の充当先という形で議員からは日照確保事業であったり、もしくは道路の凍結防止に資するというような形でご質問いただいたところでございます。

日照確保事業につきましては、令和 6 年度、今年度 7 年度もそうですが、事業の実施に当たり予算計上に当たっては、充当財源という形でこちらの森林環境譲与税を活用しているところでございますが、6 年度の実績としては、日照確保対策事業については自治会からの申請なく、充当に至っていないという状況がございます。

なお、日照確保対策事業については、昨年度自治会からの申請がなされやすいような形で制度の見直しを図っているところでございますが、現時点、令和 6 年度は申請がないというところでございます。

一方で、町長からの答弁もございましたけれども、現時点、基金であったり、もしくは森林環境譲与税、今後主なところとしては新庁舎の整備という形がございますが、新庁舎の整備の後でございますけれども、こちらの充当事業を検討します町の林業振興事業協議会の中でも、令和 6 年度の協議を 2 回行っておりますが、その中でもやはり委員の皆様からも、この森林環境譲与税は貴重な財源ということで、積極的な活用をとということで委員の皆様からもご意見をいただいているところでございます。

町長からの答弁もございましたが、今後、新庁舎の整備の状況、基金の充当の状況等に応じて、今後も森林環境譲与税、年間で約 5,000 万円の歳入が見込める形になりますので、議員から再々質問の中でご提案があったような事業、町独自の事業に活用ができないか、積極的に委員の皆様のご意見もいただきながら活用のほうを検討していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） それでは 1 問目の質問を終了します。

次に、2 問目の質問をしてください。

○9 番（高橋 邦男君） 2 問目の質問をさせていただきます。ごみ減量、特に可燃ごみですけれども、さらなる取組をについてであります。

町はごみ減量について住民皆さんに対し、様々な取組を行い、協力をお願いをしています。可燃ごみ 10%減量化大作戦やごみ処理方法や処理状況の周知、電気式生ごみ処理機の補助金額・補助率の拡大などを実施しています。

可燃ごみの排出量ですが、下の表は過去 5 年間の町と西秋川衛生組合の 1 人 1 日当たりの可燃ごみ排出量の平均を比較したものであります。上の段は平成 27 年から令和元年ま

での5年間です。組合全体が 626 g に対して奥多摩町 702 g、75 g ぐらい多いです。それから下の段ですけども、令和元年から5年です。組合全体が 615 g に対して奥多摩町 713 g、約 100 g 違います。こういうことがデータとして出ていました。

町もいろんな策を講じているんですけども、今申し上げたように、余りよい結果は出ていません。この結果について私は、一番の要因は、生ごみの排出方法に問題があると思っています。可燃ごみの 30%が生ごみで、そのうち 80%は水分と言われています。また、観光ごみや食品ロス、資源に出せる封筒や包装紙、或いは畑の草などの排出も考えられるのではないのでしょうか。

町は自然環境保護の観点からも、組合への負担金の軽減の面からも、住民皆さんの協力を得て、ごみ減量、特に可燃ごみへの取組を更に強化すべきと考えています。

そこで次の質問にお答えください。

1 つ目です。町の可燃ごみ排出量の結果の要因について町の見解は。

2 つ目、効果的な方策としてどのような取組が考えられますか。

以上2点よろしくをお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2 問目のごみ減量（特に可燃ごみ）のさらなる取組をについてお答えをいたします。

高橋議員からは、令和3年第1回定例会及び第3回定例会においても同様の趣旨のご質問を、また、可燃ごみ 10%減量作戦などのご提案をいただくなど、ごみ減量に高い関心をお持ちくださり、誠にありがとうございます。

1 点目の町の可燃ごみ排出量の結果の要因について町の見解はですが、高橋議員がおっしゃるとおり、1 人 1 日当たりの可燃ごみ排出量は、西秋川衛生組合全体に比べ、奥多摩町は多い状況でございます。その要因の 1 つといたしましては、事業系一般廃棄物の排出が挙げられます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 3 条では、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、他の自治体にあります大型商業施設や大型観光施設などの事業者は、自らの責任において一般廃棄物処理業者などへ適正に処理を委託しております。

しかしながら、当町には地理的条件などから民間の一般廃棄物処理業者の登録が少なく、運搬距離などの問題から処分費用がかさむことが予想され、また、以前から町のクリーンセンターにおいて受入れ・処理してきたことから、現在も多く事業系一般廃棄物を町が

収集し、西秋川衛生組合高尾清掃センターへ搬入しております。

このような違いが影響を及ぼしていることが挙げられ、更に町内には特別養護老人ホームが4施設あり、定員数が484人であり、令和5年10月の人口4,651人のうち10.41%を占めております。

これに対し、あきる野市では14施設、定員数が1,349人で人口に占める割合が1.7%、日の出町では8施設、定員数が958人で、同様の割合が5.87%、檜原村では2施設、定員数が218人で、同様の割合が10.91%となっております。

特別養護老人ホームで生活されている多くの方が紙おむつを使用し、使用済みのおむつは廃棄物として排出されている状況であると思われます。

また、令和5年度の可燃ごみ量の月ごとのデータを見てみますと、観光の閑散期である12月から3月の4か月の月平均では、91.1tに対し、繁忙期の4月から11月までの8か月の月平均では105tとなり、約15%程度排出量が増えています。この全てが観光ごみということにはなりません、このようなことも一つの要因ではないかと思われます。

今回ご質問いただきました1人1日当たりの可燃ごみ排出量については、分母となる人口が少ない当町は、先程申し上げました要因が大きく影響してしまうことは、町の地理的条件や人口構成上などから、やむを得ない部分があるかと思われます。

2点目の効果的な方策としてどのような取組が考えられますかですが、現状を打開する即効性の高い取組を実施することは難しいところではございますが、議員からご提言のございました生ごみ等の排出方法の検討や、これまで行ってまいりました広報おくたまでのごみ減量の周知、ふれあいまつりでのごみ減量PRブース出展などを使って地道に住民皆様、町内事業者に対してのごみ減量への啓発活動を行ってまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 高橋議員、再質問はありますか。高橋議員。

○9番（高橋 邦男君） ありがとうございます。再質の前に排出量の要因について、自分のほうの認識が誤ったところがあったかもしれません。本当に申し訳ありません。

では再質のほうなんですけども、家庭ごみ、生ごみについてこれから質問させていただきます。やはり生ごみは各家庭で出るものですから、こちらのほうについては町のほうでも、かつてやった10%減量大作戦みたいな、何かもう一度本気を出して取り組んでほしいなと思っているんです。

例えば垂れ幕を庁舎の前に貼るとか、文化会館等に貼るとか、そういう住民の方にアピールするという部分が欲しいなというふうに思っていますので、その辺、今後の取組につ

いてどう考えているか、お願いします。

○議長（小峰 陽一君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（坂本 秀一君） 9 番、高橋議員の質問に回答させていただきます。

生ごみの周知をもっと協力的にといいですか、町のほうで検討しているのかということですが、今までもコンポストですとか、電気式の生ごみ処理機の補助をここで補助率などを上げたところではございますが、今後もそこにつきまして、もっと強力的に先程言いました横断幕ですとか垂れ幕など、そういったもの、またポスターなども検討しましてPRしていきたいとは考えております。

また、コンポストのほかにお手軽な部分で段ボール式のコンポストなんていうのもありますが、どうしてもこちらですと、外に置かれると獣などの被害に遭ったりとかという奥多摩特有な状況もございますので、適切な生ごみを減らせるような処理方法なども今後も検討して、いろいろな場面で住民皆様、また、町内の事業者の皆様にPRして、継続していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 高橋議員、再々質問はありますか。

これで高橋議員の質問は終わります。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 15 分から再開します。

午前 11 時 03 分休憩

午前 11 時 15 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10 番、原島幸次議員の質問からはじめたいと思います。

〔10 番 原島 幸次君 登壇〕

○10 番（原島 幸次君） 1 点質問させていただきます。多摩川南岸道路早期開通に向けての現状と今後についてを質問させていただきます。

町では、昭和 30 年頃より東京都に対して多摩川南岸道路の整備について、長期にわたり要望活動を行ってまいりました。

多摩川南岸道路は、総延長 7.0 km で、平成 13 年 5 月に愛宕トンネルが開通し、平成 27 年 5 月には海沢から棚沢住安戸間の城山工区 2.8 km が開通し、全体の約 70% が完成とな

りました。

棚沢地区の将門信号から小丹波地区の古里駅前交差点の区間におきまして、観光シーズンや駅伝大会開催などによる影響で交通渋滞や一時通行止め等が発生して、地域住民の日常生活、産業活動に影響を及ぼしております。

また、昨年 9 月には将門信号から青梅方面へ 100m の地点で深夜に落石があり、国道 411 号が一時片側通行となりました。奥多摩町には急峻な地形が多く、大規模な土砂災害が発生する場合は、迂回ルートが存在せず、通行止めを余儀なくされます。そのため奥多摩周遊道路を利用した迂回となり、経済的な損失及び時間的損失が生じると考えられます。多摩川南岸道路が開通した暁には、地域防災力の向上や災害時の孤立化防止にも繋がります。

多摩川南岸道路は、棚沢地区から丹三郎地区までの丹三郎工区は残り 1.9 km となりますが、城山工区が開通してから 10 年が経過しております。工事の計画について進捗がないように思われますが、町のご所見をお伺いいたします。

- 1、現在の進捗状況について。
 - 2、早期の全面開通に向けての今後の町の対応はいかがでしょうか。
 - 3、東京都に対しての町の対応は。
- 3 点についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 10 番、原島幸次議員の一般質問、多摩川南岸道路早期開通に向けて現状と今後についてお答えをいたします。

令和 5 年第 1 回町議会定例会におきまして議員からご質問いただきました、多摩川南岸道路早期全面開通に向けて町の対応と今後についての答弁と重複する部分もございますが、ご容赦いただきたいと思います。

議員からございましたとおり、町では産業や経済、観光の発展を願い、昭和 30 年代から東京都に対し、多摩川南岸道路の整備について長きにわたり要望活動を行ってまいりました。

昭和 38 年 9 月 5 日に町において開かれました都知事を囲む会におきまして、町からは「道路を整備してほしい」「辺地の教育を振興してほしい」、或いは「国民休暇村の整備や奥多摩湖の湖面利用の許可を」といった要望が出されたとされております。これに対して、当時の東龍太郎都知事からは、時間の遅れは申し訳ないが、ことに南岸道路は必ず造

るとの発言があり、会場では大きな拍手がわいたと記録されております。

こうした活動実績が実を結び、以降、歴代の都知事を経て昭和 60 年に整備計画が策定され、その後、様々な調査や準備期間を経て、ようやく平成 5 年から海沢工区の工事が着手となり、全体延長 7 km のうち、既に城山工区までの 5.1 km の区間が供用開始となり、議員が申されましたとおり、約 70% の区間が完成し、残すところ丹三郎工区の 1.9 km が整備される見込みでございます。

ご質問の 1 点目、現在の進捗状況についてですが、毎年実施しております東京都西多摩建設事務所・奥多摩町建設行政連絡会におきまして、町の重点要望として、主要地方道奥多摩青梅線（第 45 号）多摩川南岸道路全線の早期完成についてとして事業の進捗状況について情報提供を求めています。

西多摩建設事務所では、多摩川南岸道路の早期開通を目指しており、丹三郎工区につきましては、トンネル 1 か所と橋梁 3 か所を整備することとなりますが、現在、用地測量は完了しており、道路の区域を決定する手続を進めるとともに、環境アセスメント調査の実施や仮称丹三郎トンネルの実施設計、或いは仮称寸庭連絡路の橋梁設計及び寸庭地区への取付道路の設計等を鋭意進めている状況であると聞いております。

また、多摩川南岸道路の早期開通には、何よりも道路用地を提供していただく地権者皆様の協力が必要となります。東京都としては、令和 6 年度から関係地権者と用地取得に向けた折衝を進めており、合意形成に向けて努力を重ねているとのことですが、個人情報保護の観点から詳細な進捗状況は公表しないとのことであります。

次に、ご質問の 2 点目、早期の全面開通に向けての今後の町の対応はについてですが、町といたしましては、引き続き東京都並びに関係する住民皆様に対して全面的に協力することで早期全面開通を目指してまいります。今後、多摩川南岸道路が全線開通した暁には、地域防災力の向上や移動時間の短縮が図れるとともに、この「命の道」の整備により災害時の孤立化防止、或いは過疎化や高齢化が進む町の安全・安心なまちづくりに大きく寄与するものと考えております。

次に、ご質問の 3 点目、東京都に対しての町の対応はについてですが、町では、多摩川南岸道路の早期開通を目指し、東京都町村会並びに東京都町村議長会合同で毎年、都知事、各局幹部及び都議会に対し、東京都予算編成に対する要望により実行運動を実施するとともに、西多摩建設事務所・奥多摩町建設行政連絡会におきましても引き続き早期全面開通の要望を行ってまいります。

いずれにいたしましても多摩川南岸道路の全面開通は長年にわたる町の悲願であります

ので、私自身、一日も早い開通に向け、重ねて各関係機関に働きかけを行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 原島議員、再質問はありますか。原島議員。

○10 番（原島 幸次君） 答弁ありがとうございました。再質問なんですが、一般町民の方々より南岸道路の早期開通を非常に望んでいる方が多くおられます。そのためにもぜひ今後進めていただきたいんですが、環境整備課の担当部署として、南岸道路の進捗状況と丹三郎地内の土地の買収状況等、西多摩の建設事務所とヒアリングを常に行っているのかどうか、その辺をお聞きしたい。また、されていない場合は、今後、西建との意見交換等もどのぐらいの頻度で実施する予定でいるのか、その2点についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 環境整備課長補佐。

○環境整備課長補佐（角田康一郎君） 10 番、原島議員の再質問にお答えさせていただきます。

担当課としての対応状況というところだと思いますが、先程町長の答弁にありました西多摩建設事務所と奥多摩町の建設行政連絡会におきまして事業の進捗状況や今後の予定など、担当であります西多摩建設事務所用地課、或いは工事1課と事業の進捗状況や今後の予定など、ヒアリング及び打合せを行っております。

東京都にありましては事業概要に関するパンフレットを作成し、ホームページ上に掲載をしておりますが、用地交渉の進捗状況については公表しないというスタンスを取っているため、今後の工事着手ですとか、或いは事業完了について確認したい情報を入手することが難しい状況ではありますが、担当課といたしましては引き続き建設行政連絡会など様々な機会を通じて情報の提供と早期完了を求めていると思っております。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 原島議員、これで終了でよろしいですか。

○10 番（原島 幸次君） どうもありがとうございました。早期改修に向けて、町が相当お力を入れていただければ大変ありがたいなと思います。今後ともよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、10 番、原島幸次議員の一般質問は終わりました。

次に、4 番、相田恵美子議員。

〔4 番 相田恵美子君 登壇〕

○4 番（相田恵美子君） 一般質問の1件目、質問させていただきます。東京都カスタマ

ー・ハラスメント防止条例について。

東京都は全国ではじめてカスタマー・ハラスメント防止条例を制定し、今年度令和7年度から施行しました。

カスタマー・ハラスメント、いわゆるカスハラとは、顧客等から就業者に対して、その業務に関して行われる著しい迷惑行為のことを指します。条例の施行された背景として顧客等の暴言、脅迫、威嚇、長時間拘束等といった迷惑行為が社会問題化してきた現状があります。

条例の第3条基本理念には、顧客等による著しい迷惑行為が就業者の人格または尊厳を侵害する等就業環境を害し、事業者の事業の継続に影響を及ぼすものであるとの認識の下、社会全体でその防止が図られなければならないと明記されております。

就業者には企業の従業員はもちろん、個人事業者、自治体職員や私たち議員、教育現場も含まれます。この条例は、働く全ての人々が顧客等と対等な立場に立って公正で持続可能な社会のためにも必要な条例であると思います。

また同時に、誰もがカスタマー・ハラスメントを受ける側にも、そして、行う側にもなり得るという視点も不可欠であると考えます。

東京都は、相談窓口の開設や団体向けのセミナー等を予定し、企業向けの奨励金や団体向けの補助金の公募も今月6月から開始されています。

2点ご質問させていただきます。

1点目として、町は役場や教育現場においてカスタマー・ハラスメント防止にどのように取り組まれていますか。

2点目、町内の民間事業者や個人事業者に東京都の条例の周知はどのようにされますか。

以上2点です。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 4番、相田恵美子議員の一般質問の1問目、東京都カスタマー・ハラスメント防止条例についてお答えをいたします。

1点目の町は役場や教育現場においてカスハラ防止にどのように取り組まれますかについてですが、令和6年第2回町議会定例会において、3番、森田紀子議員からカスタマー・ハラスメント対策についてどのように考えるかとの一般質問をいただき、東京都では現場で効力を発揮する独自条例の検討を進めていること、町では令和6年4月から職員が身につけている名札のフルネーム表記と顔写真の掲載をやめ、現在は所属、職名及び名字

とし、名字には振り仮名を記載する見直しを行ったこと、そして、今後も国や東京都の動向を注視するとともに、各種のハラスメントから職員を守る対策を講じてまいる旨の答弁をいたしました。その後、東京都における動きは、議員からご説明がありましたとおりでございます。

役場におきましては、令和6年12月に奥多摩町接遇マニュアルを10年ぶりに見直し、職員に対して活用を図るよう周知いたしました。このマニュアルにはクレーム対応の項目があり、不当要求や暴力行為などへの対応についても記載してございますが、これらは東京都が作成したカスタマー・ハラスメント防止のための各団体共通マニュアル（業界マニュアル作成のための手引）にも通じるものであり、先程ご説明いたしました名札の見直しも公務現場での有効な対応の一つとして挙げられております。

なお、公務現場には学校も含まれていることから、教育現場におきましても役場と同様の観点で取組を進めていくこととなりますが、公務現場の特性を踏まえつつ、住民福祉と公務従事者の心身の健康が並び立つ対応が重要であると考えております。

次に、2点目の町内の民間事業者や個人事業者に都条例の周知はどのようにされていますかについてですが、東京都カスタマー・ハラスメント防止条例の施行に関し、区市町村の責務や努力義務の規定はなく、一義的には都の責務において都民及び都内事業者に対して周知されるものであります。

具体的には、同条例第6条において東京都の責務として、基本理念にのっとり、顧客等就業者及び事業者に対し、カスタマー・ハラスメントの防止に関する情報の提供、啓発及び教育、相談及び助言、その他必要な施策を行うものと規定されております。

また、同条例第10条において東京都と区市町村との連携について、都は、カスタマー・ハラスメント防止策の実施に当たっては特別区及び市町村との連携を図るよう努めるものと規定されております。

一方、同条例の施行に当たって東京都は、カスタマー・ハラスメントの防止に関する指針（ガイドライン）を定めており、その中の都の施策に関する事項の特別区及び市町村との連携の考え方として、カスタマー・ハラスメントの防止に向けた周知・啓発等を進めていく上で、住民との距離が最も近い基礎自治体である都内の特別区や市町村との連携が重要であると示されております。

このことから、今後、東京都からの求めに応じ、都条例の目指す顧客等と働く人などが対等な立場において相互に尊重し、カスタマー・ハラスメントのない公正かつ持続可能な社会の実現のため、町としても東京都と連携をしてまいりますので、ご理解をお願いいたし

ます。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員、再質問ありますか。相田議員。

○4番（相田恵美子君） ご答弁分かりました。昨年の12月に接遇マニュアルを作成したということでありますけれども、例えば羽村市では東京都の条例を踏まえて、カスタマー・ハラスメント対策を強化して、質の高い行政サービスを継続的に提供するというところで、羽村市職員へのカスタマー・ハラスメントに対する基本方針を策定して、この4月から施行しております。橋本市長は5月23日の西多摩新聞に、職員を守るために法的な措置も含めて対応していくというコメントを載せられております。市としては暴言や侮辱的な職員に対するカスハラは、職員を傷つけるだけでなく、業務の遂行を阻害するもので、ひいては行政サービスの低下に繋がるとして、カスハラの定義や対応等を独自に定めております。

町でも接遇マニュアルでありますとか、都のガイドラインに沿う、連携していくというご答弁でございましたけれども、橋本市長の職員を守るという姿勢や言葉は、いわゆる町を守る、住民を守るということにも繋がるのではないかと思います。

今後、町として独自の基本方針、カスタマー・ハラスメントに対しての基本方針等の対応を考えていくことも必要かと思いますが、町の所見を伺います。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 4番、相田議員さんからの再質問にお答えいたします。

カスタマー・ハラスメントへの対応ということで、只今羽村市の事例をご説明いただきました。町のほうでは独自のこういった基本方針の策定等についていかがかというような趣旨のご質問かと考えております。

東京等のほうも条例を制定するとともにガイドラインをつくっております。先程町長の答弁の中でも申し上げてございますけれども、現状といたしましては、そちらと町の接遇のマニュアルを連携させながら職員を守っていくというスタンスでございます。

今後でございますけれども、東京都のほうもそうですけれども、羽村市のほうもこの5月に入ってそういった西多摩新聞で周知が図られているという中で、今はじまったばかりというところでもございますので、ちょっと近隣の状況も見ながらということで進めたいと思います。

また、日常的には役場の内部でも情報共有を図って、何かあった場合、あつてはいけないうですけれども、ちょっと状況が何か通常と違うよというようなことも情報を上げていただくとか、そういった日常的な中でも点検等をしていきながら、町の職員もそうですし、

それに付随します様々な方々も守っていくというスタンスで進めてまいりたいと思います。

したがって、方針の部分については今後、近隣の動向を見ながらということで進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員、これで質問終了でよろしいですか。

では、2問目に移ってください。

○4番（相田恵美子君） 2問目の一般質問をさせていただきます。奥多摩町の主権者教育の充実について。

私は、令和6年第2回定例会において子ども議会について一般質問をさせていただきました。学校における働き方改革への配慮、参加する児童・生徒が限定されてしまう等の課題があり、開催することは難しいとの趣旨のご答弁でございました。

一般質問の後、複数の住民の方からご意見が寄せられました。「選挙権が18歳以上に引下げられ、学校教育の中で主権者教育は必須ではないか」「これまで取り組んできた子ども議会をなくしてしまうのはいかがなものか」「SNS等の情報に流されないための主権者教育は必要ではないか」。

文部科学省が示す主権者教育とは、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や地域の課題を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身につけさせることとしております。

以下3点ご質問させていただきます。

1点目、子ども議会の代わりとして、教育委員会の学校訪問時に町長や教育長を含めて子どもたちと直接対話する場を設けるとのご答弁でございましたが、その効果とフィードバックについて伺います。

2点目、町議会の傍聴を学校の学習の中に取り入れることも主権者教育の一環となるとありますが、町のご所見を伺います。

3点目として、模擬選挙は民主主義の入り口である選挙への意識を高めるために重要であります。町の取組を伺いたいと思います。

以上3点です。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 教育長。

〔教育長 野崎喜久美君 登壇〕

○教育長（野崎喜久美君） 2問目の奥多摩町の主権者教育の充実についてについてお答えいたします。

主権者教育につきましては、文部科学省の小・中学校向け主権者教育指導資料「『主権

者として求められる力』を子どもたちに育むために」には、学校において主権者として求められる力を育成する教育を主権者教育としており、議員からご説明がございましたとおり、目的は、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるのみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力を発達の段階に応じて身につけさせるものとしております。

小学校の段階は、社会科、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間等を活用して教科等横断的な視点から指導するものとしており、社会科では、政治や憲法の仕組み、町や地方自治体の役割、環境や税について学習しております。特別活動では、児童・生徒同士で話し合うことは主権者教育に重要であり、縦割り班活動、委員会活動、係活動に取り組んでおります。

現行の小学校学習指導要領解説、特別活動編では、社会参画の視点が特別活動で育成を目指す資質・能力に関わる重要な要素の一つとして挙げられております。

子どもたちにとって小さな社会である学級や学校をよりよくするための学習は、社会をよりよくする社会参画と同じ視点であることが示されており、小学校の段階における主権者教育に繋がると考えております。

中学校の段階は、社会科の公民において政治や選挙、司法、立法の仕組みについて更に詳しく学び、模擬裁判などの取組も行っております。

中学校においても学校全体を社会として捉え、生徒会活動においては、生徒一人一人が主権者として自ら生徒会役員の選挙に参加し、生徒総会にて活動方針案を全校生徒で合意、承認して学校生活を運営し、18歳成人と選挙への参画意識も高めております。

町の小・中学校においては、以上のような主権者教育の取組を行っております。

ご質問の1点目、子ども議会の代わりとして教育委員会の学校訪問時に町長や教育長を含めて子どもたちと直接対話する場を設けるとのご答弁でありましたが、効果とフィードバックについて伺いますにつきましては、昨年度、町長と私をはじめとしました教育委員、教育委員会事務局が小学校の各学年で子どもたちと給食を共にし、町のことなどをお話する場を、また、町長と私が古里・氷川両小学校に訪問し、子どもたちと意見交換する場を設けました。主に第6学年児童が総合的な学習の時間や社会科、特別活動で学習したことに関する児童の考えや思いを聞くことができました。

奥多摩の観光に関する課題である観光客のマナーやごみ問題をはじめ、どうして町長になったのか等、直接対話し、その中で自分も町長を目指したいと思った、自分たちが話し

たことが実現するような気がするといった声が聞かれました。家庭でも町長と教育長が教室を訪問してくれ、意見交換をしたと話した子どもたちがいたという報告を受けております。この取組に関しましては、教職員から町長、教育長と意見交換をする機会を得て、子どもたちの考えを更に深めることができたと感じたという感想をいただいております。

また、議員の皆様にもご試食いただいたワサビコロッケも子どもたちが主体的に考え、実現させたものであります。

今後も両小学校で工夫している主権者教育を教育委員会としても支援してまいります。

奥多摩中学校につきましては、奥多摩イノベーションの発表を今年3月に議員の皆様にご覧いただきました。生徒たちの町に寄せる思いと奥多摩町の発展と活性化を考えた発表は町にとってもヒントになるものであり、何より生徒たちが奥多摩町の住民として常に郷土を大切に、自ら働きかけ、自らまちづくりを行う主体的な町民として成長していると実感いたしました。彼らが社会人として成長したときには必ずや様々な形で町と関わってくれると考えております。

町ではこの提案を基に、東京都が実施する各学校の児童・生徒が主体となり、内容を独自に企画して体験活動を行う笑顔と学びの体験活動プロジェクト子ども企画型事業に応募いたしました。この事業は、児童・生徒の積極的な協調性、コミュニケーション力など、豊かな心を更なる育成に繋げることを目的としており、120万円の内定を受けたところであり、今後、子どもたちが企画する事業費として活用いたします。

2点目の町議会の傍聴を学習に取り入れることも主権者教育の一環になると思いますが、町のご所見を伺いますですが、学校では主権者教育に限らず、プログラミング教育、環境教育、人権教育、消費者教育等の各教科に関連づけた学習の推進が数多く求められており、授業時数の確保が難しく、また、働き方改革の推進により行事等の精選、授業時数の適正化を図る必要があり、本議会の日程に合わせ、議会で傍聴することは困難な状況にあります。

しかし、議会の傍聴も主権者教育の一環と捉えており、町議会の動画配信が開始されることから、学校の実情や発達段階に応じて動画視聴する等、主権者教育の学習が充実するよう研究してまいります。

3点目の模擬選挙は民主主義の入り口である選挙への意識を高めるために重要であります。町の取組を伺いますにつきましては、小学校においては、日常的な授業や学校生活の中で対話的な活動を多く取り入れ、お互いに意見を交わしながら、お互いの考えを理解し合い、課題解決する学習活動を展開しております。時には担当する役割を投票で選ぶと

いった活動も行っており、ご質問にあるような選挙への意識を高めることに繋がる取組を実施しております。また、中学校においては、立会い演説会を経て投票をする生徒会役員選挙を行っております。町では実際に選挙で使用する投票箱を貸し出し、東京都選挙管理委員会作成の中学校3年生向けの選挙学習用冊子の配布、選挙のポスターコンクールの作品募集の啓発を行っております。

主権者教育につきましては、町長、教育長との意見交換、奥多摩イノベーションの学習等を通じて、引き続き充実を図ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員、再質問ありますか。相田議員。

○4番（相田恵美子君） ご答弁ありがとうございます。分かりました。1点目と2点目について再質問させていただきます。

まず1点目でございますが、今、教育長ご答弁にありましたように、小学校6年生の総合学習のときに町長と教育長が意見交換で交流を深めたということでありましたが、私、前回の一般質問のときも申し上げましたけど、それ自体は子ども議会の代わりにはならないのかなとは思いますが、直接お話を聞く機会は大切なことだと思いますし、そこに議会の議員も加わることはもっと大切なのかなと今思わせてもらいました。

こちらでの再質問としては、奥多摩中学校のイノベーション、すばらしい東京都の事業で120万円の内定を受けるということで、本当にこれも町も協力しているんだなということを実感するところでございます。

奥多摩イノベーションは、子どもたちの発表を聞いたときも本当にすばらしいなと思ったんですけど、そこに行政であるとか、そこに関わる地域住民の方のご指導などがあって、これまさに主権者教育の一環であると思っております。プロセスを通じてまちづくりを子どもたちが考える機会を築いていると思っております。

質問としては、現段階でざっくりでいいので、奥多摩中学校のイノベーションの進捗状況が分かれば教えていただきたいと思います。

2点目ですけれども、学習の中に町議会の傍聴を取り入れるということは本議会の傍聴は困難、動画配信で学習していくというご答弁でありましたけれども、私は前職の地域活動支援センターのセンター長時代に障害のある利用者さんたちとこの議会を傍聴に参りました。そのときに、なぜと申しますと、この場でみんなの生活に関わる大切なことが決められること、この町で暮らす住民の一人としての自覚を持ってほしかったからです。これは子どもたちにも通じるのではないかと思います。臨場感というか、動画とか、ネットとかでは体験できないような経験になると思いますので、ぜひそれは取り組んでいっていた

だきたいと思います。全学年でなくても、1 学年だけでも、この本議会傍聴、大切だと思いますが、取り組むことは可能かどうかということを再質問させていただきます。

以上 2 点です。お願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 4 番、相田議員さんの再質問にお答えします。

1 点目のご質問ですが、奥多摩イノベーションの進捗状況はというご質問だったと思います。現段階ではまだ計画段階で、詳細なところはちょっと分かりかねます。現時点で分かっていることといたしましては、日程につきましては 10 月 26 日の日曜日、時間はまだ調整中となっております。ふれあいまつりと同じ日に開催する予定となっております。

大まかな内容につきましては、3 月に奥多摩中学校で行いました奥多摩イノベーションの内容の発表のとおりとなっております。体育館にステージを設置しまして、出演者を呼んで催物を行う。2 点目が飲食店等を集いましてキッチンカー等を出していただいて、フードコートみたいなものをつくる。3 点目がメインのイベントとしまして、お祭りの最後に花火を打ち上げる予定となっております。

以上のことを子どもたちが今計画していろいろ動いておるところでございます。今後、正確なお知らせが学校のほうからあると思います。

また、奥多摩中学校の 3 年生のホームページのところがあるんですけども、そこには現在の活動内容等載っております。

1 点目の説明は以上となります。

2 点目の議会の傍聴の件なんですけども、学校の授業は、前年度中に 1 年間予定を立ててしまいます。議会のほうの傍聴となりますと、まだ日にちが決まっていない状況のところ、学校のほうは 2 月、3 月で 1 年間のスケジュールを決めてしまいますので、なかなかそれを変更するというのは学校のほうも大変な状況があります。やはり学校のほうも議会を傍聴したいという気持ちもあるんですけども、その辺のところがありますので、現状では難しい状況であります。ご理解のほどお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員、再々質問ありますか。相田議員どうぞ。

○4 番（相田恵美子君） 1 点確認させていただきます。奥多摩中学校のイノベーションについてですが、日にちがふれあいまつりと同日ということで、企画についても子どもたちが取り組んでいるということですのでけれども、その予算とか、企画の指導とかはどういうふうに、町が直接関わっているのかどうかということを伺います。

○議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 4 番、相田議員さんの再々質問にお答えします。

奥多摩イノベーションにつきまして、教育委員会のほうが直接関わっているのかということですが、こちら全ての生徒のほうで主体的に動いていますので、生徒のほうが全て考えてやっている状況でございます。町のほうは予算を確保したということだけで、予算の使い道等、全て学校のほうにお任せしております。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、相田議員の質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、午後 1 時から再開します。

午前 11 時 58 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1 番、榎戸議員の一般質問から行います。

〔1 番 榎戸 雄一君 登壇〕

○1 番（榎戸 雄一君） 1 問目の質問を開始いたします。山のふるさと村、未来への明かりをともし、LED化と大規模改修の展望でございます。

豊かな自然に囲まれた山のふるさと村は、町民はもとより、多くの観光客が訪れる憩いの場であり、環境保全への意識を高める重要な役割を担っている。しかしながら、建設から 30 年以上が経過し、照明設備の旧式化に加え、一部では老朽化が見られる状況である。

地球温暖化対策を積極的に進める東京都においても、山のふるさと村における温室効果ガス排出量の削減は重要な責務であると考えます。LED照明は、従来の照明と比較して大幅な省エネルギー効果が期待でき、電気料金の削減に繋がる。また、長寿命であるため、交換頻度の低減による維持管理コストの削減、更には廃棄物の削減にも貢献する。施設の老朽化は利用者の安全性や快適性の低下を招き、ひいては山のふるさと村の魅力低下にも繋がりかねない。照明のLED化は単なる省エネルギー対策にとどまらず、施設全体の改修に向けた重要な第一歩と位置づけるべきである。

以下伺う。

1、照明のLED化への取組は。

2、施設が 30 年以上経過しているが、大規模改修の計画はあるのか。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 1 番、榎戸雄一議員の一般質問の 1 問目、山のふるさと村、未来への明かりをともし、LED 化と大規模改修の展望についてお答えをいたします。

東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村、通称山のふるさと村は、自然環境の保全を図り、自然及び環境に関する理解を深め、並びに自然に親しむレクリエーション活動を行う場として都民の利用に供することを目的に、東京都の施設として平成 6 年 4 月に全面オープンし、30 年以上が経過しております。

議員ご質問のとおり、山のふるさと村施設においては、旧式の設備もあり、老朽化による設備の不具合や故障が生じることもございます。しかしながら、日頃から職員による日常点検や専門業者による保守点検を計画的に行っており、利用者が快適に、また、安全で安心して施設を利用できるよう努めております。

1 点目の照明の LED 化への取組はについてですが、議員ご質問のとおり、山のふるさと村クラフトセンターにおいては、いまだに照明設備は一部を除き LED 化されておられません。LED 化のメリットは議員ご質問のとおりですので、町といたしましても、LED 化の推進は当然のことと考えておりますが、この山のふるさと村施設は、先程ご説明したとおり東京都の施設でありますので、大規模な改修は東京都が行うと協定書で取り決めていることから、毎年、東京都に対して改修の要望をお願いしているところでございます。

しかし、東京都の見解は、ビジターセンター、レストラン及び園内灯の一部の LED 化は実施済みである。それ以外の電灯についても今後改修に努めるとの考えであり、具体的な計画は示されていないことから、引き続き担当者レベルから現状を説明させ、町として東京都町村会、東京都予算編成に関する要望活動を通じ、私自らが東京都に積極的に働きかけをいたしますので、議員におかれましてもぜひご支援をお願いしたいと存じます。

次に、2 点目の施設が 30 年以上経過しているが、大規模改修の計画はあるのかについてですが、施設が 30 年以上経過していることから、施設全体はもとより、特に電気設備、浄水施設、汚水処理施設は、専門業者による保守点検も行っているところではありますが、老朽化による故障が多く見受けられます。このような状況が続けば、安全で安心して利用者に施設を提供することは困難であると考えており、当然、大規模改修は必要であるため、東京都に山のふるさと村管内施設全体の大規模改修計画の策定を要望しておりますが、担当者レベルでの回答は、現時点では計画はありませんとのことであります。

先程のご質問のLED化同様、担当者レベルから現状をその都度説明すると同時に、施設の大規模改修の必要について私自ら東京都予算編成に対する要望活動等を通じ、積極的に東京都に働きかけを行いたいと考えておりますので、議員のご支援もよろしくお願いをいたします。

○議長（小峰 陽一君） 榎戸議員、再質問ありますか。榎戸議員。

○1番（榎戸 雄一君） それでは、再質問させていただきます。

その前に前段として、町で森林セラピー事業を行っているかと思います。町民を対象とした事業で、自治会を対象に行っておると思いますが、先般、大丹波自治会でも山のふるさと村へ訪れて、参加した皆さんの顔を見ると、本当に満足したような顔で、昼休みも芝生の上でちょっと寝転がったりして、大丹波にしながら奥多摩の自然を再認識するという非常にいい機会だったなと思います。私自身もそばをおいしく食べさせていただいて、充実した時間だったなと思っております。

山のふるさと村、ある意味奥多摩の宝の一つだなと、そんなふうに思っておりますので、末永くこの山のふるさと村が次の世代に渡せるよう大規模計画を進めていただきたいなと思います。

ちょっと前置きが長くなりましたが、私が手に持っている資料はちょっと古いんですが、平成28年に東京都の総務局が指定管理制度で外に出している施設全て197あって、ここを4段階評価しているものがちょうど私の手元にありまして、Sという特別なすばらしいというところは10施設あって、ここには入っていないんですが、平成28年広告のものにあっては、その次のAプラスという区分に都民の森が入っております。そして、その次のAというクラス、管理が良好というところに山のふるさと村が評価として置いてあるというところで、東京都もこの2つの指定管理の施設にそれなりの評価をしているんだなと思いますが、引き続きこの評価が上がるように取り組んでいただきたいのと同時に、ここの評価が上がれば、大規模改修の事業がより進みやすいのかなというところは参考にお聞きできればと思いました。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 自然公園施設担当課長。

○自然公園施設担当課長（新島 和貴君） 1番、榎戸議員の再質問にお答えいたします。

平成28年度の指定管理者の評価ということで今お話がございました。最新の評価のほうを先にお話をさせていただいてからご質問にお答えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最近の評価につきましては、平成5年が直近の最新のものとなっております。先程榎戸

議員がご説明されたとおり、S評価からC評価までございます。今はS、A、B、Cの4段階の評価になっておりまして、こちらについては1次評価、2次評価、総合評価を経て判断されるものになっております。1次評価につきましては担当の局の評価となります。2次評価につきましては外部委員さんによる2次評価、それを経て総合評価という形で、残念ながら山のふるさと村につきましては、令和5年につきましてはB評価というような形になっております。

今後、今月でございます令和6年度の評価選定委員会のプレゼンテーションが6月26日にありますので、そこで令和6年度のまた評価が決まるというような形になっております。この評価が上がる、下がるについては、当然、上がったほうがいいわけですので、施設の指定管理を受けている当方としましては、当然努力をして評価を上げていくと。その中で、町としては指定管理者制度を受けているわけですから、やはり当然ある一定のレベルの施設整備というのは、東京都の責任においてやってもらうものだというふうに理解しておりますので、大規模改修ですとか、協定による町以外の施設整備については東京都に理解していただいて積極的に整備をしていただくことによって、奥多摩町の観光の施設として非常にすばらしい魅力のある、資源のある施設でございますので、更に魅力を高めて観光立町に役立てていきたいというふうに思いますので、行政側だけではなく、議員さんのほうからも東京都に対して働きかけをしていただければ、大規模改修の計画化が具現化するのかなというふうに考えておりますので、ぜひ今後ともご支援をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 榎戸議員、次の質問に移ってもよろしいですか。

では、2問目の質問を許可します。

○1番（榎戸 雄一君） それでは、2問目の質問に入りたいと思います。生成AI導入、自治体の未来を開くか。

奥多摩町が直面する人口減少と高齢化は、行政サービスの維持において喫緊の課題である。職員の負担軽減と効率的な業務遂行は町民サービスの向上に不可欠であると考えます。

そこで提案したいのが生成AI技術の導入による業務改善の取組である。例えば会議録の自動作成、窓口業務におけるFAQ応答、よくある質問ですね。それから、広報資料の素案作成など、多岐にわたる業務での活用が期待できる。これにより職員は、より創造的かつ専門性の高い業務に集中することが可能となる。

先行自治体では生成AIの導入により大幅な業務効率化と住民サービスの向上を実現し

ている事例も存在する。奥多摩町においても、まず小規模な試行導入からはじめ、効果検証を行いながら、段階的に導入範囲を拡大していくべきである。

については町民の生活の質向上と持続可能な行政運営のため、生成A I 技術を活用した業務改善に向け、具体的な検討状況と今後の導入計画について町の見解を伺いたい。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2 問目の生成A I 導入、自治体の未来を開くかについてお答えいたします。

議員からご説明がございましたように、行政サービスの維持における町の喫緊の課題は、人口減少と高齢化であり、このことは全国的にも多くの自治体が抱えている共通課題でもあります。

そして、町役場、具体的には、町職員に求められる能力やスキルも複雑化、高度化しており、住民等からの様々なニーズに限られた職員数で応えるためには、日頃から職員自身が研さんし、そのために多くの時間を費やす必要がありますが、迅速に処理しなければ適切に対応することができなくなるため、年を追うごとに困難な勤務環境になりつつあります。

特に、奥多摩町のような小規模自治体では、専門的に取り組む執行体制の構築が難しい状況にあり、一人の職員が複数の業務に携わっていることから、業務範囲が広く、また、国都等からの各種調査等も電子メールにより多くのデータとともに頻繁に送られてまいります。短期間での回答や報告が求められるとともに、業務内容によっては一定の専門知識や技術を持ち合わせていないと対応が困難となるケースがございます。このため職員の負担軽減と効率的な業務遂行は住民サービスの向上に不可欠であることは、議員がおっしゃっているとおりであると認識をしております。

今回、議員からは、生成A I 技術の導入による業務改善の取組をご提案いただきました。例示では会議録の自動作成に言及されておりましたが、町においても東京都市長会等の支援によりA I 議事録作成ツールを試験的に導入し、庁内の複数の係で実際に使用してもらい、操作性や利便性などについて確認をいたしました。

それによりますと、会議出席者の発言が明瞭でない場合やマイク設定が適切でない場合等には自動変換が使えないことや誤変換も発生するとのことですが、従来のように、職員が最初から最後まで録音した音声を聞き取って文字入力を行う方法と比較すると、格段に省力化に繋がるとの報告がされております。

現在、町における取組は極めて初期段階にあるとも考えられますが、東京都ではデジタルサービス局が一般財団法人G o v T e c h東京とともに、都内区市町村のD X化推進に向けた取組を加速化しており、生成A Iを活用したアプリケーションを簡単に作成できる共通の基盤である生成A IプラットフォームをO S S（オープンソースソフトウェア）を利用して内製で整備・構築する取組を進めております。

また、自治体向けデジタル人材紹介サービスもはじめており、デジタル人材の確保に困窮する自治体の課題解決に向けた取組等を複数展開しており、東京都からも各自治体に向けて様々なアプローチが行われております。

町といたしましては、A Iをはじめとする先進的なデジタル技術が複数ある中で、今後一定の部分では導入していかざるを得ないものと認識しておりますが、同時にフィットアンドギャップを明らかにしていく必要があるものと考えております。

また、議員もおっしゃっているように、まずはスモールスタートからはじめ、その導入の効果と検証を行いながら、町に合ったデジタル技術の推進を図ってまいりたいと考えておりますが、いかにA Iなどのデジタル技術が進んでも、根本的な町政の方針を決めるのは人間であり、使いこなすのも人間次第であります。

今後も現場の執行体制や導入コスト及び維持管理費等、予算面での実情を見極めるとともに、現場で働く職員の負担軽減と住民サービスのバランスを取りながら、東京都をはじめとする関係機関と連携を進めてまいります。

○議長（小峰 陽一君） 榎戸議員、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（榎戸 雄一君） 只今の答弁の中でも基本的には導入の方向で効果検証をしながらというお話があったんで、事例を1つ紹介したいと思います。

私も一般質問を何度かこなし、ようやく7回目、ここに立っているところでございます。一番最初の質問は、大丹波会館についてということで一般質問をさせていただきましたが、その原稿の作成に当たっては不慣れで、はじめてですから、失敗も許されないという覚悟の中で丸1日はかけてこの質問状をつくったと思います。今回、生成A Iということで、先程読み上げさせていただきましたが、これは生成A Iジェミニに使ってつくったものです。正味15分で完成でございます。この15分でできた原稿を自分なりに書き換え、再度校正を依頼し、評点を頼むと、簡潔によくまとめられた文章であり、素晴らしいです、こういう回答を持って私はここでこれを読み上げました。1時間とかからず、自信を持ってここに立てるとというのが生成A Iの技術の先端でございます。効果検証は、使い方次第ということになると思いますが、ぜひ推し進めていただきたいと思います。

すみません、前置きが長くなりまして。皆さんの机にもパソコンが置いてありインターネットに繋がるといいます。エッジ（Edge）に繋がる以上、ジェミニドットコムと繋げると生成ＡＩが起動し、既に皆さんの環境で使える状況にあると思います。使ったか、使っていないかは別として、使える環境にあるんだなというふうに私は思っております。

生成ＡＩは使い方を間違えると、情報漏えいや個人情報失うということになりますので、早い段階で町としてパソコンを使う全職員に対して生成ＡＩの基本的な扱い、町の個人情報に携わるところはジェミニやＣｈａｔ ＧＰＴをコパイロットに聞くんじゃないよ、回答は１００％合っていないから、必ず正しいかどうかの検証を行うんだよという基本的な講習はぜひやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） １番、榎戸議員さんからの再質問にお答えしたいと思います。

今回、生成ＡＩの導入ということで、自治体の業務状況、また、職員の状況も踏まえてということでご質問をいただいております。先程町長からも答弁申し上げたとおりで現状としてはそんな状況でございます。

再質問のほうでは職員が１人１台ということで、マイクロソフトのエッジ（Edge）に繋がるインターネット環境にあるという中で、こういったジェミニ等含めて使える環境があるので、使うのと同時に、使い方を間違えると大変なことになるというご指摘をいただいております。早い段階で、そういった部分、リテラシーも含めてということで、基本的な講習をしていただきたいというお話でございます。

今、急速にこれらの生成ＡＩの発達が非常に早いという状況でございます。私は古い人間なんで、まだ生成ＡＩが使えなくて、答弁をつくるにも数日かけて四苦八苦しながらつくらせていただいております。

ただ、先程の答弁、別のところでもさせていただきましたけれども、やはり議員がおっしゃるとおり、基本的な事項はちゃんと押さえておかないと、今本当に一瞬で拡散してしまいますので、そういう情報管理のほうをちゃんとしていかなければいけないなというふうに思っております。

町におきましては昨年度デジタルトランスフォーメーションの推進方針であるとか、昨年の４月に改定をしておりますけれども、町の情報セキュリティポリシーの基本方針というようなもので改定をしております。これには副町長がＣＩＯという形で入っております、各管理職であるとか、その下に部会を設けてというようなことで内部で揉んでおりま

す。

ただ、実際に具体的にそういったいろいろなツールがある中でどうやっていくんだという部分が正直、職員一人一人に浸透しているのかというと、決してそんなことはないというふうに考えているところでございます。

今後、そういったツールも使いながらなんですけども、議員がおっしゃるように、町としましても町も情報システムの管理係といういわゆる電算組織があるんですけども、やはりマンパワー的にも、また知識的にも十分とは言えない状況ですので、ここは東京都も先程申し上げましたように、いろいろなアプローチを自治体に対して行っております。ちょうどまた来週、デジタルサービス局とG o v T e c h 東京のほうで奥多摩のほうへいらしていただいて、都と自治体で何か連携ができないかというようなことで、また来られてお話をする機会も設けられておりますので、そういうことも含めて使えるものは使わせていただいて、本来目的である対面でやらなきゃいけない業務は時間を十分取れるような形で進めてまいりたいと思います。

そのような形で少しずつですけれども、間違いのないように進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 榎戸議員、再質問はこれでおしまいでしょうか。

○1 番（榎戸 雄一君） 2023 年 3 月、国会でC h a t G P T が初質問というのが、今から 2 年と 3 か月ぐらい前で、生成A I に首相が対抗心を燃やしていたという記事もあります。それからちょうど遡って 2 年前の 6 月、生成A I が各都道府県や市町村の首長に対して一斉に意見を求めた時期でした。

ここにもある資料では、検討チーム発足とか、補助的な利用を認めるとか、愛知県、福島県、滋賀県、千葉県、いろんな自治体の首長のコメントが載っています。まとめとして毎日新聞のアンケートでは、知事や市長の 67% が活用賛成という記事になっておりますので、ここで改めて町として生成A I の利用は賛成なのか、反対なのか、方向性を聞きたいと思うので、よろしくお願いします。

それから、ちょっと補足ですが、ぜひ生成A I の講習会は早いうちにやっていただければなと思います。我々は皆さんに対して質問するばかりで申し訳ないというのが私は気持ちの中にあります。ですから、「議会だより」、檜原村と一緒に講習を受けて、その次の会には議員みんなで丸となって「議会だより」を変えました。議員も一生懸命やりますんで、ぜひ皆さんも講習やスキルアップに全力を投じて、結果、町民の利益に繋がるんで、よろしくお願いします。

ちょっと長くなっちゃいましたが、町の生成ＡＩに対する賛成か、反対か聞いて終わりたいと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） １番、榎戸議員さんからの再々質問にお答えいたします。

生成ＡＩの活用について賛成か、反対かというご質問でございます。こちらにつきましては先程ご紹介いたしましたけれども、町のデジタルトランスフォーメーションの推進方針の中で、自治体のＡＩ、ＲＰＡの利用促進という項目がございます。こちらの中ではいわゆる全国的に人口減少社会ということがあるということで、それを見据え、人的資源、事務事業の立案や計画策定業務、コミュニケーションを必要とする業務などに振り向けるために業務の在り方そのものを改善する必要があるということをやっております。

そういった中で、ＡＩやＲＰＡなどデジタル技術は業務を改善する有効なツールということに位置づけておりまして、限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスを続けていくということで事務処理方法の見直しが必要ということでございます。

昨年度、業務量調査ということでＢＰＲの関係も業務委託をしておりますけれども、そこを踏まえて積極的な活用が図られるように取り組みますということで方針を示しておりますので、賛成か、反対かという、白か黒かという言い方はできないんですけれども、世の中の流利的に、また、町の状況を踏まえてもこれは活用していくという方針で進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、榎戸議員の一般質問は終了します。

次に、２番、伊藤英人議員の質問をお願いします。

〔２番 伊藤 英人君 登壇〕

○２番（伊藤 英人君） スマホで役場を持ち歩く、奥多摩町公式ＬＩＮＥについて伺います。

奥多摩町長期総合計画や奥多摩町行政改革大綱ではデジタル化の推進がうたわれております。その取組例として、広報・広聴活動の充実、回覧板のデジタルと紙の二元化、チャットボットでの行政情報の発信と取得、住民の意見をシェアするプラットフォーム、観光客や関係人口への魅力発信などの案が挙げられております。

ＬＩＮＥヤフー株式会社のサービスで幅広い年代に利用されているアプリ、ＬＩＮＥには無料の地方公共団体プランがあります。奥多摩町公式ＬＩＮＥをつくり活用することでこの取組例の多くは早期かつ安価に実現可能と考えます。

奥多摩町でも奥多摩町獣害報告ラインやわさびラインスタンプがあります。獣害情報を町民に共有する奥多摩町獣害報告ラインは、対象が青梅市民にも拡大され、1,000名近い登録があります。LINEの使いやすさ、分かりやすさ、親しみやすさは既に実証済みと言えます。

町ホームページの更新、新着情報の通知、全戸配布物のPDF配信、防災無線の文字情報化、災害・獣害・運休・不審者情報の配信、チャットボットによる問合せの省力化・24時間化など、LINE活用により可能となることは多いと考えます。まずは開設し、実施可能なところから運用をはじめていただきたいと思います。

以下、伺います。

①奥多摩町公式LINE開設の予定はいかがでしょうか。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2番、伊藤英人議員の一般質問の1問目、スマホで役場を持ち歩く、奥多摩町公式LINEについてお答えいたします。

議員からは第6期奥多摩町長期総合計画及び同計画に包含される第6次奥多摩町行政改革大綱に示されている取組例などを交えつつ、デジタル化の推進についてのご説明をいただきました。

また、LINEの無料地方公共団体プランを活用して可能となる事例も多数示していただき、奥多摩町公式LINE開設の予定についてご質問をいただきました。

町のホームページは令和3年度にリニューアルを行い、令和4年度から運用を開始しておりますが、同時に導入したCMS（コンテンツ管理システム）によるホームページ更新作業と同じ環境で発信が可能となるLINE公式アカウントの地方公共団体プランへの申込み手続きを行い、現在、当該プランの適用完了とアカウントを取得し、一定のシステムが構築されている状態となっております。

当初、町といたしましては、ホームページのリニューアルに合わせて、多くのユーザーが利用しているLINEを活用して情報発信を行いたいと考えておりました。しかしながら、現実には町公式LINEとして開設（公開）には至っていない状況にあります。

この要因といたしましては、LINEを含め、相互のやり取りができる双方向性のソーシャルメディアに関しては、情報の発信だけでなく、受信の際にも適時適切に対応を行う必要があります。

このため遅滞なく情報更新を続けていくためには、対応可能な専門性の高い職員配置や執行体制が必要になりますが、現状では円滑な運営に資する体制に至っていない状況にあります。実際に町ホームページ内の防災X（旧ツイッター）では、同様の理由により、災害時における緊急情報の発信を除き、日常的に情報更新が図られていない状態にあり、防災行政無線等を主体とした運用となっております。

一方で、町ではこの4月から、よりデジタル化の推進を図るため、総務課の電子計算係を情報システム管理係に名称変更いたしました。現状では役場全体の職員数が充足していない状況にあるため、従来と同様の2名体制ですが、今後、東京都のデジタルサービス局や都の外郭団体である一般財団法人G o v T e c h 東京との連携や支援をいただきながら、必要となる体制を整えてまいりたいと考えます。

現在、近隣の自治体におきましては、L I N E 公式アカウントの活用が進みはじめております。議員からもございましたように、実現可能なところから運用をはじめめることも必要かと考えます。

町といたしましては、役場内部及び関係機関と情報共有を図りながら、デジタル化を推進してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、再質問はありますか。

○2番（伊藤 英人君） ご答弁ありがとうございます。再質問という形にはならないと思います。答弁の中でも近隣の市が公式アカウントをはじめている状況は把握されていると思います。そういったものを見ていって、受信時の対応が人力で必要ではないようなものもありますので、そういったところからはじめていただくという方向で、ぜひアカウントがあるのであれば活用していただきたいと思います。というわけですので、回答のほうは必要ありません。

以上で1問目は終わります。

○議長（小峰 陽一君） それでは2問目の質問をはじめてください。

○2番（伊藤 英人君） 持続可能な観光立町を目指して（外国人観光客の動向）について伺います。

最新の調査、令和6年、2024年度西多摩地域入込観光客数調査報告書・西多摩地域広域行政圏協議会発行によると、令和6年度の奥多摩町の観光客延べ人数は160万711名で、前回調査の平成29年度212万1,713名や前々回調査の平成24年度176万4,815名に比べ減少しております。しかしながら、外国人観光客については、海外在住観光客（インバウンド）や国内在住観光客ともに急増している感があり、当調査によると、西多摩8市町村

の中で奥多摩町は青梅市に次ぎ、インバウンド来訪者数第2位でございます。

観光立町を標榜する町として近年問題となっているごみの放置や騒音などの観光公害を抑制し、観光産業の持続可能性を維持しながら外国人観光客に対応する環境を整え、観光産業の振興を図る必要があると考えます。

以下、伺います。

①今夏、観光公害対策として予定される取組や外国人観光客への対応として予定されている取組はいかがでしょうか。

②全国的なインバウンドの増加や町内での観光公害による住民の生活環境や自然環境への影響を考えると、国際連合教育科学文化機関による生物圏保存地域、いわゆるユネスコエコパーク登録の有効性はより高まっている状況にあります。令和6年、2024年の6月議会での一般質問で、奥多摩町の甲武信ユネスコエコパーク推進協議会への加入について伺いましたが、その後の検討状況はいかがでしょうか。

③奥多摩町は、環境に配慮した国際的アウトドア行動基準の普及・教育を推進するNPO法人リープノートレイス（LNT）ジャパンと連携協定を結んでおります。全国で同NPO法人と連携協定を結ぶ自治体は、奥多摩町、青梅市、あきる野市の3自治体のみです。ユネスコエコパーク登録やLNT推進や活動の連携について3市町での協議の予定はいかがでしょうか。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2問目の持続可能な観光立地を目指して（外国人観光客の動向）についてお答えをいたします。

まず1点目の今年の夏、観光公害対策として予定される取組や外国人観光客への対応として予定されている取組はについてですが、今夏、特にお盆休み期間における観光公害対策といたしましては、昨年と同様に、マナーアップ強化キャンペーンによる周知・啓発、奥多摩駅・鳩ノ巣駅周辺での観光ごみ袋の販売と回収、ドローンによる河川の監視・呼びかけ等を予定しており、今夏の新たな対応といたしましては、昭和橋下の河原の形状が中州になっている状況や今春の大型連休中、町役場下の河原での直火でのバーベキューやテント設営が増加している傾向を踏まえ、重点的に役場下の河原におけるマナーアップ強化キャンペーンによる周知・啓発やドローンによる監視・呼びかけの実施を検討しております。

また、外国人観光客を対象とした対応につきましては、昨年同様に、町で作成する観光マナーの啓発に係る掲示物や立て看板などは多言語で表示するほか、本年４月に一般財団法人デジタルスマートシティ推進財団と締結した連携協定を活用し、近年増加傾向の東南アジア系の観光客への効果的な周知・啓発に繋がるようインドネシア語、タイ語を含んだ８言語による多言語対応の同財団ホームページ多言語観光情報サイト・ガイドアの当町専用ページにおいて観光マナーに特化した啓発を新たに実施いたします。

なお、このデジタルスマートシティ推進財団との連携協定は、主にインバウンド観光推進を目的としたものであります。

議員ご説明のとおり、昨年度実施した西多摩地域広域行政圏協議会の西多摩地域入込観光客数調査において、当町の昨年１年間の観光客数の推計値は約１６０万人で、前回の平成２９年の約２１２万人から５０万人余り減少しております。

一方、当町として２０２０東京オリンピック・パラリンピックに向けてインバウンド観光の推進を図る中、新型コロナウイルス感染症の影響により１年延期され、開催されたものの無観客開催となりました。

本年９月には世界陸上、１１月にはデフリンピックが東京都で開催されることから、町の観光情報をより多くの多言語で周知することで、訪日外国人観光客をはじめ、コロナ禍以降分散傾向となっている観光客のさらなる誘客を図ってまいります。

次に、２点目の町内での観光公害による住民の生活環境や自然環境への影響を考えると、ユネスコエコパーク登録の有効性がより高まっている状況にあります。奥多摩町の甲武信ユネスコエコパーク推進協議会への加入の予定は及び３点目の環境に配慮した国際的アウトドア行動基準の普及・教育を推進するＮＰＯ法人リープノートレイスジャパンと連携協定を結ぶ自治体である奥多摩町、青梅市、あきる野市間でのユネスコエコパーク登録やＬＮＴ推進活動の連携について協働予定はについては関連がありますので、合わせてお答えをいたします。

議員からは令和６年第２回町議会定例会の一般質問で、奥多摩町のユネスコエコパーク登録についてご質問いただきお答えしておりますので、その後の状況につきましてお答えをいたします。

昨年７月、山梨県の担当者が人事異動の挨拶と併せてユネスコエコパークの登録のメリットなどの説明のために、当町のほか、秩父多摩甲斐国立公園の区域内の近隣自治体にも来庁され、当町においては副町長及び関係課長で対応したところですが、加入に係る財政負担や事務負担を踏まえますとメリットを見いだせない状況であり、現時点、町として加

入に向けた手続は行っておらず、青梅市、あきる野市のほか、近隣自治体においても加入に向けた動きはございません。

その一方、NPO法人リーブノートレイスジャパンとの連携協定は、協定締結に係る費用負担はなく、また、昨年6月に青梅市内で開催された「西多摩から考える持続可能なアウトドア」の未来～産官学民で向き合う自然・まち・観光の調和～と題するジャパンアウトドアリーダーズカンファレンス特別シンポジウムのパネルディスカッションに私がパネラーとして登壇し、青梅市長、あきる野市長をはじめ、関係団体皆様との意見交換を契機として、更には本年4月にスタートした第6期長期総合計画におけるコンセプト「活性化」の将来像、「創る・繋がる・広がるまちづくり」に掲げる施策の方向性、「広域連携の推進」並びにコンセプト「持続化」の将来像、「サステナブルなまちづくり」に掲げる施策の方向性、「資源を活かす・大切に作るまちづくり」の実現に資するものとして、担当課である観光産業課に指示し、先月5月9日にNPO法人リーブノートレイスジャパンとの連携協定締結式を行ったところであります。

また、同団体との連携協定を既に締結されている青梅市、あきる野市のほか、今回締結した当町を加えた2市1町及び同団体とともに、TOKYOサステナブルツーリズム連絡協議会を4月に立ち上げ、青梅市を事務局とする同協議会において東京都市長会の多摩・島しょ広域連携活動助成金を財源として、今年度から5か年をかけ、TOKYOサステナブルツーリズム事業の実施を予定しております。

この事業は、西多摩地域において環境配慮型のプログラムを開発し、自走可能な仕組みをつくることで持続可能な観光地づくりを推進することを目的として実施するもので、リーブノートレイスが掲げる環境に対するインパクトを最小限にしてアウトドアを楽しむための環境倫理プログラム、具体的には、1として、事前の計画と準備、2、影響の少ない場所での活動、3、ごみの適切な処理、4、見たものはそのままに、5、最小限のたき火の影響、6、野生動物の尊重、7、他のビジターへの配慮、以上の7原則の実践に向けた取組を奥多摩町、青梅市、あきる野市と同団体が官民連携の下、実施することを予定しております。

一方、町と同団体の連携協定の下、町内での取組といたしましては、今夏はマナーアップ強化キャンペーンと連携していただき、7原則のうち、特に原則1の事前の計画と準備段階から、1点目でお答えいたしました多言語観光情報サイトにおいて、特に外国籍の方を対象として、当町全域が国立公園であり、豊かな自然を次世代に継承する必要があること、また、地域住民皆様の日常生活を守ることも大切であること、それを踏まえた観光マ

ナーの周知・啓発の徹底を引き続き図ってまいります。

いずれにいたしましても昭和 30 年、観光立町を標榜して誕生した奥多摩町が町制施行 70 周年の大きな節目を迎え、また、今後 10 年の町の指針となる第 6 期長期総合計画がスタートした本年、議員ご提言の持続可能な観光立町を目指す中で、各種の官民連携協定を活用しながら、町といたしまして改めてインバウンドを含めた観光客の誘客を図る一方、観光公害にも引き続き対策を講じ、町民皆様の日常生活を守りながら、観光振興と自然保全を両立することで、持続可能な観光のまちづくりを推進してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、再質問ありますか。

○2 番（伊藤 英人君） 再質問です。ご答弁ありがとうございました。

まず 2 つほど再質問させていただこうかと思います。

まず 1 つは、①のところで、スマートシティ推進財団によるいわゆるホームページ内にあるガイドアというサイトの中で、新たにインバウンド誘客とかに関して周知を行っていくということでした。そのところの具体的なプランなどがあったら教えてください。

2 つ目として②と③は関連で答弁がありましたが、③のところの話、T O K Y O サステナブルツーリズム事業が始まるということです。この協議会はもう既に 2 回ほど会議が開かれているところなんです、この 2 回行った中で、どういったところが今、この 3 市町の中で最も重要な課題なのか、もしくは重点的にまず取り組むべきことなのかであるかというそういう優先順位的なものが共有されているのであれば、そのことをお聞かせください。

以上です。

質問ではないのですが、先程の 1 問目の質問、奥多摩町の公式 L I N E のお話でもありましたけれども、やはり双方向で情報を出していかなければいけない状態になると、受信時の対応が必要になってくるのですが、今回マナーアップキャンペーンを実施するに当たって、多言語による周知をホームページなども活用して実施していくことになると思うのですが、やはりこういう S N S を使って事前に観光客の方たちに奥多摩町に訪町していただく前の段階で適切な事前の準備を告知していくという必要が出てくると思います。そこについては、やはり非常に大変な骨折りになると思いますけれども、なるべく早く、なるべくたくさん海外向けの方たちへ S N S を活用して告知をしていただければと思います。

再質問としては 2 つですので、以上です。

○議長（小峰 陽一君） 再質問はきれいにまとめて、できるだけ分かりやすく短縮してお願いしたいと思います。

2問の質問について回答してください。観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 2番、伊藤議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目でございます。1点目、伊藤議員からの一般質問の中の①外国人観光客への対応という中で、町長の答弁の中で、奥多摩町においてこの4月に協定を締結した一般財団法人デジタルスマートシティ推進財団との今後の具体的なプランについてのお尋ねでございました。

こちらでございますが、まず主としてはこの財団との協定については、インバウンドの推進というところもございますけれども、一方で、観光客外国籍の方も含め、国内在住の外国籍の方、もしくは今後のインバウンドも含めという中で、やはり他言語で周知をしていかなければならないという必要性から、今回8言語の翻訳を有する多言語観光情報サイト、ガイドアというところと連携をさせていただき、既に当町の専門のページは開設をいただいたところでございます。

町としましては町のホームページの観光のページのところの中の観光客の皆様へのお願い、観光マナーを周知するものを4月25日、春の大型連休前に改めて町のホームページに開設しましたが、そちらの中にリンクを張らせていただいているところでございます。

一方で、このガイドア、成田空港等国際線が入るところの中でも周知を図られているということですが、奥多摩町に来られた方で認識いただくというところの中で、町内5駅にWi-Fiを整備しておりますけれども、そのWi-Fiの掲示のところ、このガイドアのシールが推進財団のほうからいただきましたので、そちら二次元コードのシールのほう添付をしたというところと、あとは、そのシール等も活用して今後、町でJRとも連携して観光のポスター等も計上しておりますので、そういった中でホームページへの周知を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

その中で町の観光スポットの紹介もそうなんですが、ガイドアの奥多摩町の専用のページの中で今トップのところに河原の利用とマナーとルールという形で掲載をしております、こちらもちろん8言語で閲覧いただくいただける形で、多言語も自動翻訳機能ではなくて、財団の職員の方が翻訳をするという形で、よりの確に伝わるような形でホームページのほうを開設をしているところでございます。

議員から、事前の準備というところでリーブノートレイスジャパンの7原則の1つ目のご指摘もいただいたところですが、リーブノートレイスジャパンさんとの意見交換の中でもやはり奥多摩町に来てからでは遅いところもありますので、ごみは持ち帰るというところをより事前に周知徹底をして、そういった形で準備をいただく必要性があらうかと思い

ますので、そういったところを多言語というところでデジタルスマートシティ推進財団の専門の多言語観光情報サイト・ガイドアで今、周知を図っているというところでございます。

続いて2点目の再質問お答えをいたします。議員ご質問の2点目、3点目と関連して町長からの答弁でTOKYOサステナブルツーリズム事業についてお尋ねがございました。こちらにつきましては、先月5月にリーブノートレイスジャパンと当町において連携協定を締結したところでございますが、既に青梅市さん、あきる野市さんについては締結済みという中で、昨年の町長答弁にありましたけれども、師岡町長がパネラーとして登壇されましたシンポジウム以降、特に青梅市さんとの連携の中で、今年度、東京市長会の事業に参画をされるという形でお声かけをいただき、当町として、この5月にリーブノートレイスジャパンと連携協定を締結するということの中で、当初、青梅市さんとあきる野市さんと同団体のみでの都の市長会のTOKYOサステナブルツーリズム事業への提案ではございましたが、5月に当町が協定を締結することから、奥多摩町もぜひ加入させていただきたいという形で、青梅市の担当課長さんとも私のほうで調整をさせていただきまして、急遽今年度に入ってからこの事業に参画をさせていただけるという状況でございます。

こちら、やはり行政だけでは限界もございますので、持続可能な取組になるような形で、今現在、市長会の助成金を活用する中で、こういった事業展開ができるか、民間事業者の提案を受け付けし、7月にその選定を行うという形でプロポーザル形式での事業の提案を受けている状況でございます。

ただその一方で、特に夏場を中心に、青梅市さんについては多摩川流域釜の淵周辺のバーベキューの状況であったり、もしくはあきる野市さんについても秋川流域という形の中で、一方で、両市とも奥多摩町含め、秩父多摩甲斐国立公園の中に包含されておりますので、そういった中で、国立公園の中のマナーという形でリーブノートレイスジャパンさんのご指導もいただきながら、奥多摩町の場合ですと、マナーアップ強化キャンペーンという形で、環境省さんはじめ、東京都のビジターセンターさん、もしくは町内の事業者さんも含めて、夏場を中心にボランティア的に活動いただいている事業がありますので、そちらともリーブノートレイスジャパンと連携をしながら今夏のバーベキューの観光ごみの対応について当たっていききたいというふうに考えております。

その中で、繰り返しになりますが、議員からもご指摘あるように、事前の準備というところを今年は強く周知徹底を図っていききたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、質問はこれで終わりますが、よろしいですか。

伊藤議員の一般質問は以上で終わります。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午後 2 時 15 分から再開します。

午後 2 時 02 分休憩

午後 2 時 15 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3 番、森田紀子議員の質問を受けます。

〔3 番 森田 紀子君 登壇〕

○3 番（森田 紀子君） それでは、私からまず交通弱者支援と地域モビリティの革新について伺います。

奥多摩町では、高齢化の進行により移動に困難を抱える住民、いわゆる交通弱者が年々増加しています。特に免許証を返納したご高齢者、バス路線が届かない山間地域の住民、医療や買物等の生活利便に不自由する方々に対して、これまでの交通支援策では対応が追いつかなくなっております。

令和 4 年第 3 回定例会では、宮野亨議員が町有車両や福祉車両の活用を含む交通施策の拡充を、令和 4 年第 1 回定例会においては私が運転免許証返納後の外出支援について質問しました。

そこで本質問では、現在、全国各地で実証・導入が進む定額制・乗り合い型交通サービス m o b i 等、新たなモビリティ施策の可能性を問うとともに、地域資源を生かした交通網整備の具体化について伺います。

1、交通弱者の現状と支援策の検証について問いますが、町内の免許返納者数の推移と地域別状況、これまでの交通支援策の成果と課題についていかがお考えでしょうか。

2、社会福祉協議会の福祉車両の有効活用の可能性について、稼働率、遊休時間帯の把握と利活用の可能性、例えば奥多摩病院受診時の待機時間の利活用等。

3、m o b i 等定額制マイクロモビリティの導入検討について、m o b i の他自治体の導入事例、豊島区、三豊市、紫波町等を参考とし、奥多摩町で実施・導入した場合の課題

等を比較検討し、それを踏まえて奥多摩町でのモデル地区、例えば古里地区、小河内地区等における実証運行の可能性はありますか。奥多摩町の地理的特性と人口構造を踏まえたとき、柔軟かつ持続可能な地域交通モデルの構築は不可欠です。定額制交通サービスや町有車両の有効活用、更には観光MaaSとの連携といった新たな選択肢を積極的に検討し、町民誰もが安心して暮らし続けられる仕組みづくりを進めていただきたいと考えます。

以上3点、町の所見を伺います。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3番、森田紀子議員の一般質問の1問目、交通弱者支援と地域モビリティの革新についてお答えをいたします。

1点目の交通弱者の現状と支援策の検証について問いますが、町内の免許返納者数の推移と地域別状況、これまでの交通支援施策の成果と課題についていかがお考えでしょうかについてですが、まず町内の免許返納者数の推移につきましては、警視庁公表資料による奥多摩町における過去5年間の運転免許証の自主返納者数となりますが、令和元年は23件、令和2年は24件、令和3年は21件、令和4年は17件、令和5年は13件となっております。

なお、地域別の状況につきましては、警視庁からの公表資料はなく、町といたしましても把握をしておりません。

次に、これまでの交通支援施策の成果と課題につきましては、町では高齢者の交通支援対策として、外出支援サービス事業と地域ささえあいボランティア事業を社会福祉協議会に委託しております。

外出支援サービス事業は、公共交通機関等での医療機関への通院が困難な65歳以上の高齢者を町内のかかりつけの病院等に送迎するもので、平成12年度から社会福祉協議会へ委託し、実施しております。

令和6年度末時点で218名の利用登録があり、年間で1,673回の利用がありました。本事業は、自家用車や公共交通機関の利用が困難な在宅高齢者の外出を支援し、閉じこもりを防止するとともに、医療機関の定期的通院手段を確保することで健康維持に繋がるため、交通手段が限られている町においては必要な交通支援施策であると考えます。

次に、地域ささえあいボランティア事業は、有償のボランティア制度として平成26年度から町社会福祉協議会に委託し、実施しており、事業を利用する方（利用会員）に対して協力できる方（協力会員）が支援する制度で、主に通院や買物等の交通手段として利用

されております。

令和6年度末時点での利用会員は204人、自家用車を使用したサービスが可能な特別協力会員は49人で、年間で563回の利用がありました。

課題といたしまして、この事業は住民の方にボランティアとして送迎支援を行っていただくものであり、緊急時の対応や介助が必要な方のご要望にお応えできないことや高齢化の進行により事業に協力していただける方の確保が難しくなっていることが挙げられます。

2点目の社会福祉協議会の福祉車両の有効活用の可能性について、稼働率・遊休時間帯の把握と利活用の可能性、例えば奥多摩病院受診時の待機時間の利活用等についてですが、外出支援サービス事業において使用している福祉車両2台の稼働率は、年間稼働予定時間を実際の稼働時間で除した数値で算出すると59.89%となりますが、1日の利用人数や受診状況が異なるため、遊休時間帯の把握はしておりません。

また、議員からご提案のありました奥多摩病院受診時の待機時間の利活用等については、個人により診察時間などが不規則なため、待機時間に他の用途に利活用することは現実的に難しい状況でございますので、ご理解をお願い申し上げます。

3点目のm o b i 等定額制マイクロモビリティの導入検討について、m o b i の他自治体での導入事例、豊島区、三豊市、紫波町等を参考とし、奥多摩町で実証・導入した場合の課題等比較検討し、それを踏まえて奥多摩町でのモデル地区、例えば古里、小河内地区等における実証運行の可能性はありますか、定額制交通サービスや町有車両の有効活用など新たな選択肢を積極的に検討し、町民誰もが安心して暮らし続ける仕組みづくりを進めたいと考えていますについてですが、m o b i は、コミュニティモビリティ株式会社が提供するアプリを使用した30日間エリア内定額乗り放題の相乗り型のモビリティサービスで、半径2kmのエリア圏内を運行する車両をアプリや電話から配車して、エリア内に設定されている仮想バス停から自由に乗り降りできるA I オンデマンド交通で、タクシー事業者などの交通事業者が車両の運行を行うサービスとなり、議員からご説明がございましたとおり、複数の自治体で実証実験が行われております。

一般旅客自動車運送事業は、路線バスなどの一般乗り合い、観光バスなどの一般貸切り、タクシーなどの一般乗用などに区分され、道路運送法第4条の規定により国土交通大臣の許可が必要となります。

また、通常、タクシー事業者は一般乗り合いの許可を受けていないため、原則、複数の利用者が相乗りすることはできません。そのため当事業の実施につきましては、実際に車

両の運行を行うタクシー事業者などの交通事業者が道路運送法第 21 条第 2 項による実証実験として国土交通大臣の許可を受けて、地域及び期間を限定して実施するものとなります。

ご質問の m o b i の他自治体での導入事例を参考にし、モデル地区における実証運行の可能性はありますかについてですが、実証実験を行っている自治体それぞれの状況が異なるため、一概に比較検討を行うことは難しいと考えますが、仮に町において実証実験を行う場合、国への申請許可に係る手続を含め、実際に車両を運行する交通事業者の協力が不可欠であること、また、実証実験を行うために交通事業者において車両や人材の確保が必要となることなど、関係機関との調整や協議を含め、様々な課題があると認識しておりますので、現時点では実証実験を行う考えはございません。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、町の地理的特性や人口構造を踏まえ、柔軟かつ持続可能な地域交通の検討は引き続き必要であると認識しておりますので、鉄道、路線バス、タクシーなどの既存の公共交通の維持、継続を基本としつつ、町が福祉サービスとして実施する外出支援サービス事業や地域ささえあいボランティア事業の利用促進を図るとともに、地域の実情やニーズに応じた地域交通の在り方について町の地域公共交通活性化協議会の場も活用し、検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 森田議員、1 番目の質問についての再質問があればお願いします。森田議員。

○3 番（森田 紀子君） それでは再質問させていただきます。

まず 1 番目のこれまでの交通支援策の成果と課題について、現状の交通機関もしくはシステムを維持しつつ、新たな交通支援策を模索するということですが、例えば今、奥多摩町ではバス路線維持対策費として、今年度予算として 6,600 万円計上しております。このバス路線を現状のまま維持していくというお考えであられると思いますが、年間 6,600 万円という多額の補助金に対してバス利用者 1 人当たりのコスト、運行本数、空席率の実態などどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

また、ささえあいボランティア等の現状ですが、例えば私もささえあいボランティアの支えるほうの登録をしておりますが、なかなか日程等合わず、でも、その方のことを考えると合わせてあげたいという思いで、自分が無理をしてささえあいボランティアの支える側の仕事をしています。

今後、例えば一般社団法人等を立ち上げて、もう少し支える側の人数が増えるように、例えば今ですと 30 分 500 円だと思うんですが、その費用をもう少し高く設定できないか。

そのようなお考えはございますでしょうか。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 3 番、森田議員の 1 点目のご質問にお答えいたします。

バス路線の維持の補助ということで、毎年多額の補助を支出しているということで、今年度 6,000 万を超える予算計上しているという中で、このままバス路線を維持していくという状況の中で 1 人当たりの空席率における実態と単価等の実態をどう捉えているかというお話でございます。

こちらにつきまして 1 人当たりの実態というのを町として特に捉えておりませんので、この場で詳細のお答えをすることは、申し訳ありませんができませんけれども、先程町長の答弁にありましたとおり、町の重要な公共交通といたしましては J R と西東京バス路線バス、また、タクシーも奥多摩駅のところに 1 台ありますけれども、こちらが重要な交通手段ということで位置づけておりますので、ここをしっかりと維持していくということは町の基本の考えということで捉えております。

多額の補助金が毎年 5,000 万円以上でずっと 10 年以上続いておりますので、ここにつきましては、西東京バスと勉強会を年間に数回開催してございますので、その中で補助金のほうがいかに節減できるかというようなところはお互い協議をしながら進めてまいりたいと思いますので、ちょっと答えになっているか申し訳ないんですけれども、そういったことでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 3 番、森田議員の 2 点目のご質問にお答えいたします。

ささえあいボランティアの関係でございますけれども、一般社団法人などを今後立ち上げる予定がないかということのご質問でありましたけれども、現状については基本的には社会福祉協議会に委託している今の事業を継続しながらやっていく考えでありますけれども、一般社団法人ということで、今議員さんのご質問にあるのがどういった部分の内容なのかというのはちょっと理解しかねるところもございますので、例えば「来るつく～」の中で一般社団法人として立ち上げている事業の中でやるとか、そういうことなのか、そうではないということであれば、またその辺については今、町として一般社団法人化にということとは考えていないというような答えにはなりますけれども、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 森田議員、再々質問ありますか。森田議員。

○3番（森田 紀子君） 先程の町長の答弁の中でも未来、交通弱者に対する政策をこのままの状態ではいけないと思っていて、何か考えていらっしゃるということですので、ぜひいろいろ勉強していただいて、奥多摩町の現状に合った政策をぜひ早い段階で、そろそろもういっぱいいっぱいの状況かと思われますので、早い段階で手を打っていただけたらと考えます。

私からは以上です。

○議長（小峰 陽一君） では1つ目の質問はこれで終了します。

2番目の質問を許可します。

○3番（森田 紀子君） では、集落支援員制度の今後の展望について伺います。

全国的に少子高齢化や過疎化が進む中、多くの自治体で集落支援員が地域の担い手として活躍しています。具体的には買物支援、空家活用、移住・定住促進、地域行事の支援、防災・見守り体制などの強化、多岐にわたる分野で地域の活性化に寄与しています。

例えば高知県四万十町では、集落支援員が集落の維持困難度を指標化し、過疎集落での移動販売や通いの場づくり、生活支援活動を実施しています。長野県飯田市では、集落支援員が地域の空家対策や住民との日常的な対話を通じて行政と住民の信頼関係の構築を支えています。島根県雲南市では、地域自主組織と連携し、集落支援員が地域づくりのコーディネーターとして福祉、教育、防災等横断的に活躍しています。

令和7年度より奥多摩町においても集落支援員が導入されましたが、その具体的な活動や制度としての位置づけは、町民の間でもまだ十分に共有されていない印象があります。全国の先進事例と比較しても奥多摩町における制度の導入意義や今後の活用方針を明確にしていく必要があると考えます。

以下の点について町の見解と今後の方針を伺います。

1、今後の制度展開に向けて具体的にどのような地域課題、見守り、防災、空家、交通等に対応していく計画でしょうか。

2、集落支援員の人材確保、研修、評価体制の整備方針について伺います。

3、包括支援センター、地域おこし協力隊、民生委員等、既存の制度との役割分担や連携についてどのようにお考えでしょうか。

以上、私の質問は終わります。お願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2 問目の集落支援員制度の今後の展望についてお答えをいたします。

令和 7 年第 1 回町議会定例会におきまして森田議員からの一般質問、施政方針についての中で集落支援員の今後の展望についてのご質問をいただいております、集落支援員制度の導入から 2 か月が経過した段階でありますので、答弁が重複する部分もございますが、ご容赦いただきたいと思います。

集落支援員制度の導入につきましては、これまでも森田議員をはじめ、複数の議員からご質問をいただいております、私の公約の一つとして掲げ、今年度から導入いたしました。

集落支援員につきましては、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する方が適任であること、また、町としてはじめて導入する制度を軌道に乗せていくためにも、地域の実情にも詳しく、福祉行政への知識、経験が豊富な元役場職員の清水信行さんにご就任いただきました。

1 点目の今後の制度展開に向けて具体的にどのような地域課題、見守り、防災、空家、交通等に対応させていく計画かについてですが、令和 7 年第 1 回町議会定例会における森田議員からの一般質問に対して、集落支援員制度につきましては、町としてはじめての導入となりますので、令和 7 年度は集落支援員による地域の現状の把握や課題を整理することからはじめ、地域の意向や町の実情に合った活動内容となるよう、まずは制度の構築からはじめてまいりたいとお答えいたしました。

就任に当たり私から清水さんに対して、町の中で特に過疎化が進む小河内、大沢、日原地区の支援に力をするよう指示をしております。これから 3 つの地域へ出向き、それぞれの地域の実情を把握することからはじめ、優先すべき課題等を整理してまいりますので、現時点で集落支援員が対応する具体的な地域課題をお示しできないことをご理解いただきたく存じます。

なお、小河内、大沢、日原の各自治会長には先日、担当であります企画財政課において清水さんを紹介するとともに、今後の活動に当たって各自治会のご協力をお願いいたしました。

2 点目の集落支援員の人材確保、研修、評価体制の整備方針についてですが、現時点、人材確保、研修、評価体制の整備方針は策定しておりませんが、研修につきましては、集落支援対策などの研修の機会があれば受講を勧めてまいります。

3 点目の包括支援センター、地域おこし協力隊、民生委員等既存の制度との役割分担や連携についてですが、申し上げるまでもございませんが、町の保健師、地域包括支援セン

ターなどの専門職との連携及び民生委員の皆様のご協力をいただきながら、それぞれの役割の中で連携していくことは、集落支援員が活動する上で大変重要であると考えております。

また、集落支援員の担当は企画財政課となりますが、勤務する場所は保健福祉センターとしており、保健師や地域包括センターの専門職との連携がより図れる体制としておりますので、チームを組みながら対応してまいります。

いずれにいたしましても集落支援員が配置されたことで皆様ご期待されるお気持ちは承知しておりますが、集落支援員の活動も始まったばかりであり、先程申し上げましたとおり、今年度の活動につきましては関係機関と連携し、一步一步確実に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小峰 陽一君） 森田議員、再質問はありますか。森田議員。

○3番（森田 紀子君） ご答弁ありがとうございます。今、集落支援員が始まったばかりで実験的というか、段階的に構築していくというお話でしたが、例えばここで集落支援員さんの採用というか、集落支援員さんが奥多摩町で活動して、成功して、今後、集落支援員さんを増やしていく予定はあるのか。また、その人材等、外部から、例えば東京都さんなどの人材等を使って、今まで集落支援員として働いてきた方を採用して成功させていくようなお考えはあるのか、お伺いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 3番、森田議員の再質問にお答えいたします。

この4月に集落支援員導入ということで、2か月がたちました。町長の答弁のとおり、活動のほうは行っております。そんな中で、今後、集落支援員を増やしていくのかというご質問と、あとは外部、例えば東京都の方、もしくは集落支援員の経験がある方、こういった方を採用する予定があるかというご質問かと思います。現状、まだそこまで集落支援員を今後増やしていくかという検討までには至っておりません。まず今年度しっかりとこの制度を町の中で構築していきまして、当然、清水さんも1人ということになりますので、1人で全地域を見ていくというのは不可能だというふうに考えてございます。

町長の答弁にもございましたとおり、今年度は、特に過疎化が進んでいる小河内、大沢、日原地区のほうに入っていていただいて、地域課題等を抽出していただいたり、専門職と連携しながら地域に入っていくことをやっていきたいと思っております。

その後に当然、先程もお話ししたとおり1人ではできないところもございますので、当然増やしていくということは選択肢の一つというふうに考えてございます。

ただ、集落支援員を増やしていくのか、更には集落支援員の下で活動できる地域おこし協力隊だとか、そういった制度もございますので、そこを全部が集落支援にするのか、例えば清水さんの下で会計年度任用職員として働けるような人を採用するのかとか、当然、集落支援員のほうが特別交付税のお金が入ってきますので、そちら優先かなとは思っておりますけれども、現状2か月たった段階でこれから先の人数を増やしていくのかというのは検討はしていきたいというふうには考えてございますので、そういった答弁でご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 森田議員、これで質問は終わりにしたいと思いますが、よろしいですか。

これで森田議員の質問は終わります。

次に、5番、大澤由香里議員の質問をはじめます。

〔5番 大澤由香里君 登壇〕

○5番（大澤由香里君） 通告に基づき、私からは大きく2点質問させていただきます。

まず1つ目の質問、子育て定住推進対策について3点伺います。

1、町営若者住宅の入居期間を住民に寄り添うものに。

町営若者住宅の入居期間は、世帯主の年齢が30歳以下の場合は12年以内、40歳以下の場合は10年以内、50歳以下の場合は7年以内となっています。第1回定例会において賃貸住宅に住んでいる若者からの「5年、10年はあっという間で、子どもにお金がかかりはじめる時期に退去しなければならないという状況は思っていた以上に大きなストレスになっている」「新しい住まいを見つける不確実性は、仕事と家庭の責任を抱える親にとって精神的な負担になっている」「住みなれた場所を離れることは親にとっても子どもにとっても不安」「引っ越しには費用と時間がかかり、予算に余裕のない家庭にとっては大きな経済的負担」という声を紹介し、住民からの要望として現在の賃貸住宅の買取り制度を提案しました。

町からのご回答では、仮に買取り制度を行った場合、今後新たに町営若者住宅を建設しなければ、移住から定住、永住へのサイクルが失われ、学校の児童・生徒の半数以上を移住者が占める状態がなくなり、数年後、保育園や小学校の存続への影響が顕著になり、将来にわたる影響を鑑みるとできないというお答えでした。

しかしながら、賃貸から定住に結びつく分譲地や空家の整備は、第1回定例会のご答弁でも示されましたように、到底足りない状態です。結果、退去期限が迫る中、奥多摩に住

み続けたいと願いながらも、住宅を見つけられずに他市町村へ転出せざるを得ない若者が出てきてしまうことになります。

先程紹介しましたように、退去期限のある賃貸の若者住宅は想像以上に住民を追い詰めます。子どもの年齢に関係なく、親の年齢で退去期限が決まっている今の制度では、転校を強いられることにもなり、子どもたちに多大なストレスを与えます。とりわけ仲よかったお友達との別れは、大人が考える以上に子どもの心に影響します。

そこで質問です。買取り制度が難しいのであれば、少しでも住民のストレスを軽減するために、子を持つ世帯の退去期限を親の年齢ではなく、一番下の子どもが中学卒業（16歳に達する）まで、或いはせめて小学卒業（13歳に達するまで）とできないでしょうか。こうすることで親にも時間的余裕が生まれ、定住の道筋をつくることのできるのではないかと思います。少なくとも子どものストレスは軽減できます。見解をお聞かせください。

2、高等教育に進学した場合にも支援を。

現在の定住推進策では高校生までは通学費の補助があります。通学の時間的な負担はあるものの、金銭的負担はありません。保護者からは大変喜ばれている制度ですが、高校卒業後、大学等へ進学した場合、学費に加え、高額な交通費がかかるようになります。奥多摩から通える範囲の大学では、学割定期でも半年で10万円ほどかかる場合もあります。学費は国公立でも年間60万超え、私立では100万円を超えます。保護者にとっては大きな負担です。結果、子どもの高等教育進学時は時間的にも金銭的にも負担を減らそうと、町外への転出を考える契機となっています。時間的負担は奥多摩町に住む上で仕方ないことです。であるならば、せめて金銭的負担を軽くすることで転出を防げるのではないのでしょうか。大学等の通学定期代の補助ができないか、見解を伺います。

3、町外中学に進学した場合にも支援を。

中学校生活において部活動は大きなウエートを占めます。奥多摩中学校に部活動がないことで、小学校卒業時に友達か、部活動かの選択を迫られ、苦渋の決断で町外の中学に進学する児童がいます。その保護者には交通費の負担がのしかかります。奥多摩町に住み、税金も納めています。町外中学に進学した場合に交通費の支援ができないのでしょうか。見解を伺います。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 5番、大澤由香里議員の一般質問の1問目、子育て定住推進対策についてお答えをいたします。

1 点目の町営若者住宅の入居期間を住民に寄り添うものについてですが、町営若者住宅の入居期間につきましては、議員からもご説明がありましたとおり、世帯主の年齢が 30 歳以下は 12 年以内、40 歳以下は 10 年以内、50 歳以下は 7 年以内となっており、また、町長が特に必要と認めるときは、それぞれ 3 年を限度に入居期間の延長ができると奥多摩町営住宅使用条例で定めております。

現在の町営若者住宅の入居状況ですが、6 月 1 日時点では 52 世帯となっており、このうち入居時の年齢が 30 歳以下で入居期間が 12 年以内の世帯が 18 世帯、40 歳以下で入居期間が 10 年以内の世帯が 29 世帯、50 歳以下で入居期間が 7 年以内の世帯は 3 世帯となっており、これまでに 4 世帯からは、入居期間の延長の申請があり、延長を認めており、入居者は 40 歳以下の世帯がほとんどを占めております。

議員からは「5 年、10 年はあっという間で、子どもにお金がかかりはじめる時期に退去しなければならないという状況は思っていた以上に大きなストレスになっている」や「住み慣れた場所を離れることは親にとっても子どもにとっても不安」など、実際に住宅に住んでいる方からの声を何点かご紹介いただきました。

しかし、町営若者住宅につきましては、一般的な住宅よりも低額な家賃設定とし、将来、ご自分の住宅を取得して町に永住していただくための第一歩になればというコンセプトで設置している住宅であり、入居を希望され、お申込みいただいた方には、これらの趣旨と入居期間についても十分ご理解くださった上でご入居いただいているものと考えております。

このことから入居期間につきましては、ご入居される方々が将来のご予定や計画を立てる中において十分に考慮していただくようお願いする次第でございます。ただし、不測の事態等の場合には延長することも可能となりますので、ご相談いただければというふうに思います。

一方で、町内での移住先の問題もございますので、分譲地の販売や子育て応援住宅の建設、空家の有効活用や空家バンクによる中古住宅の供給など、町といたしましても永住に繋げる努力を引き続き行ってまいります。

また、先程澤本幹男議員の質問へお答えしましたとおり、今後、子育て定住推進対策事業の見直しを図ってまいりたいと考えておりますが、その中で、町営若者住宅の入居期間につきましても子どもの年齢を基準にすることも一つの検討材料とし、その他、自治会活動をはじめとする地域における事業等へ貢献しているかなど、一定の基準や事業全体とのバランスも見ながら検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目の高等教育に進学した場合にも支援をについてですが、高校生の通学では、立川周辺までがほとんどで、その多くが青梅線沿線に位置する高等学校に通学されていると思っております。しかし、大学等の高等教育に進学された場合は、学校の立地から立川よりも東側の多摩地域、南多摩地域や 23 区内、埼玉、神奈川など、その多くは遠方まで通う必要があると思われます。この場合の交通費は、奥多摩駅から新宿駅までの定期代で見ますと、大学生の学割定期代で6か月7万8,500円ほどかかります。

他方、高等学校卒業後の進路については、大学等の高等教育に進学する方もいらっしゃいますが、就職し、社会人としての道を選ぶ方もいらっしゃいます。文部科学省から発表されている学校基本調査によりますと、令和6年3月卒業の高等学校卒業生の進路状況では14.1%が就職者で、大学・専修学校等への進学は81.2%となっております。また一方で、中学校卒業後の高等学校へ進学される方については98.6%となっており、高等教育へ進学される方も多くありますが、高校生に比較すると少ない状況となります。

町内に移住する方の高等学校卒業後の進路について、町では把握できておりませんが、高等学校へ通う方に比較すると少ないと推察されますので、就職者との均衡も考える必要があると考えております。

また、子ども・子育て支援推進事業につきましては、18歳以下の子どもを対象とした助成事業となっておりますので、高等教育へ進学した場合の通学定期代の補助につきましては、現時点ではすぐに実施することは難しいと考えております。

しかしながら、高等教育に進学した場合の通学にかかる費用が大きな負担となることは承知しております。先程も申し上げましたが、子育て定住推進対策の事業の見直しを検討する中で、どのような支援が必要で、町として可能であるかをこれから考えてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3点目の町外中学に進学した場合にも支援をについてですが、現在、奥多摩中学校に通う生徒は72名となっており、指定外就学者として町外の中学校に通う生徒は9名となっております。

町外の中学校に通う生徒は、それぞれ目標や事情があり、奥多摩中学校以外を選択されていることと思いますが、町といたしましては一人でも多くの生徒が奥多摩中学校に通っていただくことを望んでおります。

子ども・子育て支援推進事業につきましては、少子化対策として安心して子育てができるよう、子育て中の方を応援する制度としており、町外の中学校へ進学される方について町としては応援をいたしますが、現状、奥多摩中学校がある中において町外の中学校へ通

う生徒に対して交通費を支援することは難しいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

いずれにいたしましても第6期長期総合計画に基づき、子育て支援の充実と移住・定住促進を引き続き図ってまいりますので、ご理解くださいますようお願いをいたします。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員、再質問ありますか。大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 子どもの年齢による入居期間の検討は、今後、難しいけれども見直しの中で考える余地もあるというお話でした。現行の世帯主の年齢による制限では、母親の年齢によっては子育てに追われているうちに退去期限が来てしまうというケースがないとは限りません。3人の子どもを育てた私の経験からも、一番下の子どもの年齢を基準にすることで余裕ができ、じっくり定住のための準備ができると考えます。

今入っている方々も納得済みで入られたということですが、入って見たらあっという間だったというお声がありますので、ぜひご検討をお願いいたします。

次、高等教育に進学した場合、難しいというご答弁でした。高校までは助かるけれども、高校を卒業した途端に物すごくかかるというお声はやっぱり多いです。奥多摩町に住んでくださっているというか、住んで、そこから通って何時間もかけて、うちの子も2時間半ぐらいかけて大学のほうに通いましたけれども、頑張って4年間通いましたけれども、6か月で9万円ほど定期代かかりました。やっぱりそういう親にとっては、かなりの負担になるので、せめて半額の支援をしていただけるとありがたいかなと。子育て支援には年齢的には入らないということでしたが、見直しの中で少しそういうことも考えていただければと思います。

中学校も現在9名いるということですが、やはり奥多摩町に住んで税金も払っていますので、奥多摩中学に通ってほしいという気持ちも分かりますけれども、様々な事情があって町外へ通っていると、交通費がやっぱり中学校の場合も万単位でかかってくるそうです。ぜひこの辺りもせめて半額とか支援していただけるとありがたいと思います。

高校生の通学補助についてですが、電車や町内のバスは全額補助ですが、町外のバスには支援がありません。この質問を考える中で、バスには支援がないんだという声がありました。小作ぐらいまでは電車で行って、そこまでは支援があるんだけど、そこからバスでないと通えない。それもやっぱり定期が万単位でかかると。そのバスを利用しないと通えない学校の高校生の場合は、そこで選択の幅が狭まってしまう、障害になってしまう。だけど、その学校に行きたいから、バス代を払っていくというような形で通学しているそうです。町外のバスの定期代についても支援はできないかというところをお聞きし

てもよろしいでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員、再質問は最後の高校生の通学のバス代の件だけでよろしいですか。

子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 5 番、大澤由香里議員の再質問にお答えをさせていただきます。

現在実施しております高校生の通学定期代の補助で、町外でのバスが補助対象にならないのかというご質問の趣旨でございますが、今現在は町外のバスを利用されている方については補助対象外とさせていただいております。

今後についてなんですが、この場ではすぐに補助対象とさせていただくというお答えはなかなか難しいのですが、子育て支援の少子化対策の事業をこれから検討する中で、町外にどういった方が通われているかということも含めて研究をしてみたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員、1 問目の質問はこれで終了でよろしいですか。

お諮りします。会議の途中でありますけれども、暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午後 3 時 15 分から再開します。

午後 3 時 03 分休憩

午後 3 時 15 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5 番、大澤議員の 2 問目の質問からお願いします。

○5 番（大澤由香里君） では 2 つ目の質問、J R の計画運休について伺います。

今年に入って J R の頻繁な計画運休により町民から不満や不安の声が上がっています。特に 3 月は高校生の定期テストの期間に重なったこともあり、町民に大きな混乱を来すことになりました。

3 月 28 日付の西多摩新聞によると、2 月の運休は 1 日間のみだったが、3 月は 3 ～ 5 日、8 日、19 日の計 5 日間で運休となり、影響人数は約 9,600 人、1 日平均約 1,920 人、運休本数は計 115 本に上ったとあります。この後、4 月 1 日にも運休し、年度はじめに多

くの方に混乱を与えました。

町民からは、電車しか公共交通手段がないのに、降るかもしれない予報で頻繁に運休されて困った。本当に大雪や台風級の大雨なら仕方ないと思えるが、実際はそれほど降らなかった日が多く、釈然としない気持ちが残った。かもしれない計画運休なら、そうでもなかった場合、できるだけスピーディに運行できる体制にしてほしい。運休するのなら代替バスを運行してほしい。ＪＲがやらないなら町で運行してほしい。また、雪予報が出されたので、運休になるのかと思ったら、運休にならない日があった。計画運休の判断基準を明確にしてほしいといった声が寄せられました。

ＪＲの計画運休について、第１回定例会にて伊藤議員が質問されました。それを踏まえ質問いたします。

１、計画運休の判断基準を具体かつ明確に。

前述の西多摩新聞の記事によると、計画運休の判断基準について、ＪＲ東日本八王子支社は、支社・本社に対策本部を設置し、最新の気象情報や現地の状況確認、路線の特徴など、これまでの知見を総合的に勘案して判断していると説明しています。これではよく分かりません。気象情報は何を基にしているのか。降水量や降雪量の予想がどれくらいになったら運休になるのか。現地の状況がどういう場合運休になるのか。どのような路線の特徴であれば運休になるのかといった具体的な判断基準が示されれば、利用者もある程度予測も納得もできます。町にはその辺り、ぜひ確認していただきたいと思いますが、見解をお聞かせください。

２、代替輸送を町の責任で。

また、同記事によると、ＪＲは計画運休の代行輸送については基本的に実施しないとの方針を示しているとあります。伊藤議員の質問に対する答弁では、町としてＪＲに対し、運休時の代替手段の提供、帰宅困難者対策の取組、適切な情報発信及び立木の適切な管理について要望しているとのことでしたが、新聞記事にあるとおり、ＪＲが代替手段の提供を行う可能性は現時点ではかなり低いと見られます。

町としては、代替手段の提供は公共交通機関事業者が行うのが原則との考えから、タクシー料金や宿泊代の補助及び町内事業者との協力による送迎車運行などの検討は行っていないという答弁でしたが、引き続きＪＲに要望しつつも、実現されないうちは町として住民の足を守るという立場から代替バス等を走らせるべきではないでしょうか。見解を伺います。

３、現在、西東京バスは川井までしか走っておらず、青梅まで行くには電車を乗り継が

ないと行けません。これほどＪＲが頻繁に運休するのであれば、町民の足の確保としてバスを青梅まで繋ぐ必要があるのではないのでしょうか。見解を伺います。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） ２問目のＪＲの計画運休についてにお答えをいたします。

令和７年第１回町議会定例会におきまして、２番、伊藤英人議員からの一般質問、鉄道の運休・計画運休についてのご質問をいただいております、答弁が重複する部分もございますが、ご容赦いただきたいと存じます。

１点目の計画運休の判断基準を具体かつ明確にについてですが、ご質問の具体的な判断基準が示されれば、利用者もある程度予測も納得もできます。町にはその辺りぜひ確認していただきたいと思いますと思いますが、見解をお聞かせくださいにつきましては、担当課である企画財政課からＪＲ東日本八王子支社へ確認をいたしました。ＪＲ東日本八王子支社からは、運転規制を行う判断基準として、降雨時と降雪時の判断基準の回答が次のとおりございました。

降雨時につきましては、駅などにＪＲ自身で設置した雨量計で観測した雨量値なるもののほか、局所的な大雨にも対応するため、気象庁や国土交通省が配信するレーダー雨量値（推定降雨量）、更には気象予報会社から入手する天気予報等の情報を得ています。また、青梅線沿線は土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に指定されており、集中豪雨だけでなく、長雨の影響も考慮する必要があります。それらの情報を総合的に勘案し、運転規制について慎重に判断を行っています。そのため一概にどの程度の降雨量で規制を行うという基準をお示しすることはできません。

また、降雪時につきましても気象庁や気象予報会社から入手する天気予報を基に判断しており、一概にどの程度の積雪量で規制を行うという基準はお示しすることはできません。

予報は刻一刻と変化をすること、少しの気温の変化により、雪か雨が異なってしまうこと、雪の湿り具合によっても影響が異なることなどから、最新の情報を基に慎重に判断を行っています。

運休判断の遅れにより駅と駅の間で列車が止まってしまうことを防ぎ、お客様の安全性確保を最優先に運行の判断を行っておりますので、計画運休時には大変ご迷惑をおかけいたしました。何とぞご理解をいただければと思いますとの回答でございました。

ＪＲからは、具体的な判断基準を示すことは難しいとの回答であります。乗客の安全を最優先に考え、降雨量や降雪量、更には局所的な大雨など、様々な気象予報データを入

手するとともに、過去からの技術的知見も踏まえ、運行規制の判断をされているとのことですので、ご理解をいただきたいと思います。

2点目の代替輸送を町の責任でについてですが、基本的な考え方としては、令和7年第1回町議会定例会において伊藤議員からの一般質問にお答えいたしましたとおり、災害対策及び災害などによる運休時の対応につきましては、J R東日本八王子支社に対して運休時の代替手段の提供、帰宅困難者対策への取組などについて、町だけではなく、西多摩地域広域行政圏協議会の8市町村が連携して要望していることから、公共交通事業者として代替手段の提供などの対応を図っていただくことが原則であると考えており、引き続きJ Rに対し、西多摩地域の8市町村で要望を続けてまいります。

3点目のこれほどJ Rが頻繁に運休するのであれば、町民の足の確保としてバスを青梅まで繋ぐ必要があるのではないのでしょうか、見解を伺いますについてですが、西東京バスが運行する町内のバス路線につきましては、住民の通勤、通学及び通院などの日常生活における移動手段だけでなく、登山などの観光目的の移動手段としても重要な社会基盤であります。

しかしながら、人口減少や自家用自動車等の普及による乗車人員の減少、更には近年の燃料費や人件費の高騰などの様々な要因から、国や東京都、町からの多額の補助金によりバス路線を維持している状況であります。そのため通常運行を行うために必要最小限の車両及び要員のみを配置しており、土曜、日曜、祝日を中心とした繁忙期には、他の営業所からの応援により観光客等の輸送を行っております。

また、令和6年4月1日から適用された自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の改正、いわゆる2024年問題とともに、バス事業者全体で、かねてからの乗務員不足に拍車がかかり、全国的な問題として路線バスの減便や廃止が相次ぎ、路線バス事業の運営にも支障を来しており、西東京バスにおいても大きな影響を受けていると聞いております。

そのような状況の中、路線バスを青梅まで繋ぐことは、車両や乗務員の確保の問題だけでなく、更なる経営悪化を招きかねず、現実的に困難でありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員、再質問ありますか。大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 質問の前に、町民から聞き取りをしましたので、紹介します。再質問としては、これから紹介する町民の意見を受けての町長の受け止めと、3番のところの路線バスの在り方について質問したいと思います。

計画運休に併せて休業した事業者が少なからずあったようです。宿泊施設では、青梅線

運休のニュースで直前キャンセルが多かったとのこと。奥多摩に行きたいのに、ほかの交通手段がないからキャンセルしますという理由です。利用者が原因のキャンセルではないので、キャンセル料はもらえません。事業者にとっては大きな損失です。もちろん補償はありません。また、奥多摩に来る予定の人は、計画を中止にすることができますが、既に滞在している旅行者については帰る手段がなくなってしまいます。代替輸送も行われなかったで、宿屋が仕方なく自家用車で青梅駅まで送るなどの対応をしたそうです。その際、本当に悪天候であれば天災だと諦めもつきますが、ほとんど降っていない天候では釈然としない思いが残ったといいます。事業者は生活がかかっています。都心のように、ほかの路線でというわけにはいきません。町の唯一の公共交通ですので、実害なしであれば、その後の復旧はなるべくスピーディに行ってほしいと言います。

ある事業者さんは、そうした切実な思いをＪＲに意見したそうです。ＪＲからは、次のような回答があったそうです。「列車の運行に関しましては、弊社といたしましても地域の公共交通として可能な限り運行確保に努めているところではございますが、列車の運行に当たっては、お客様のお命をお預かりしておりますので、何よりも列車を安全に運行することを第一としております。荒天時における列車の運行判断については、事前の気象予測等から荒天が見込まれ、列車が途中で長時間停車する可能性が高いと判断した場合には、お客様の安全を確保する観点から、事前に列車の運転を見合わせる判断をさせていただいています。ご利用のお客様にはご迷惑をおかけいたしますが、お出かけの際には、最新の運行情報をご確認ください。今後も皆様に愛され親しまれるＪＲ東日本を目指してまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようよろしくお願い申し上げます」。その方は通り一遍のこの回答を見て、いや応なく従いなさい、諦めなさいと言われているようで、落胆、憤りをも感じたそうです。そして、とても愛され親しまれるＪＲとは思えないと言います。

また、２、３月は大学受験のシーズンですが、度重なる計画運休で青梅線を信用できず、立川のホテルに１０泊以上させたという保護者もいました。気持ちとしては、飛行機の遅延のように、宿泊補償ぐらいしてほしいと思ってしまうといいます。

また、高校によっては公休扱いのところもあったそうですが、公休扱いにならなかったところもあり、保護者は計画運休のたびに送迎しなければならず、仕事の調整など振り回されたといいます。

ある町民は病院の帰りに運休になり、急遽、都内の娘さんのところに２回も泊まったそうです。泊まれる家があるからよかったが、なければ高額な料金を払ってタクシーで帰るしかなかったと言います。

また、ある方は、こんなに頻繁に運休されると、会社を首になってしまうと不安を口にしました。

町はＪＲを存続させるためにも、できるだけ利用をと呼びかけていますが、頻繁な計画運休は利用促進の妨げとなり、逆行するものです。ＪＲは民間とはいえ、公共性の高い交通インフラです。地域の公共交通として愛され親しまれるＪＲを目指すというなら、公共交通を担う会社の責務として、電車が運休しても困らない対策を講じるべきだと考えます。

町はＪＲに対して要望活動を行っていますが、ぜひこうした町民の声を伝えて、代行バス、タクシー代補助、宿泊代補助等々、より強く要望していただきたいと思います。

そして、ＪＲが煮え切らないようなら、町は独自に代替車両を運行すべきです。庁用車などを活用し、せめて朝の通勤・通学時間帯だけでも運行してほしいと希望する声は少なくありません。自動運転のワンボックスカーなどの導入を積極的に検討してみてもという声もあります。

町民の率直なご意見を紹介します。電車がすぐに止まってしまう。青梅まで行けるバスがない。このような町で高校生はとても住みにくいです。西東京バスは、道路が通行止めにならない限りは運行してくれます。電車が、一、二ミリ程度の降雪予報で計画運休するのなら、せめてバス代行をやってほしい。ＪＲがやってくれないなら町が検討してくれてもよいかと考えます。それすら町が対応しないと、検討の余地すらないのであれば、この町は住みにくい町と自らレッテルを貼っているのと同じで、車を持たない高齢者や子どもたちは、この町に住んでも将来大変なだけだよと言っているようなものです。交通難民問題にも向き合ってくれない町が移住者対策しても効果はないかと推察します。高校生になったら通学に便利な近隣市に引っ越してくださいと言われていたようです。こういった町民の思いに対する町長の受け止めをお願いします。これが１点。

２点目に、バス路線についてです。青梅までのバスの運行に関しては、奥多摩に限らず、多くの路線で赤字経営となっており、厳しいことは重々承知しています。２０１９年だったかと思いますが、以前日本共産党都議団を通して東京都に対し、都営バス路線の延伸を要望したときも経営上赤字路線になることは明白で、自治体の保証がないと厳しいという回答でした。身近なバス路線の減便、廃止、コミュニティバスの撤退など、都内各地で地域公共交通の危機が広がっており、公共交通問題は全都的な課題となっています。

そのような中、都は誰もが移動しやすく、自由自在な交流が可能な都市を実現するための取組の方針として、２０２２年３月に東京都における地域公共交通の基本方針をつくりました。方針では、以後５年間を重点取組期間と定め、区市町村による地域公共交通計画の

策定、デマンド交通やグリーンスローモビリティなど、地域ニーズに応じた移動手段の導入、区市町村単独での対応が困難な課題の解決に向けた検討の場の設置、多様な主体との連携による地域公共交通を支える仕組みづくりなどの取組を都と区市町村等で連携して進めるとあります。現在３年目に入っています。

また、令和３年度から７年度の奥多摩町過疎地域持続的発展計画では、路線バスについて自家用自動車の増加と過疎化の進行により住民の利用は減少しており、行楽シーズンを除くと乗客は少なく、本数も僅かで、利用しにくいという悪循環となっているため、ほとんどの路線が赤字となっており、現在の路線を維持するため、多額の費用をバス事業者に補助している。今後もバス路線の存続については予断を許さない状況であり、長期的にバス事業者に支援することは、財政が脆弱な町にとっては難しいことから、バス路線の在り方を再度検討し、新たな交通手段の構築が必要となっていると述べられています。

東京都との取組、また西多摩地域の８市町村の構成する広域行政圏協議会での連携の中で、奥多摩町における新たな交通手段の構築はどの程度考えられているのでしょうか。先程の森田議員の答弁とも重複するかと思いますが、以上２点、再質問します。

○議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 今の再質問前の発言については十分私も受け止めて、これからいろんな形でやっていきたいというふうに思っていますが、大澤議員質問の中で、降っていないのに止まったときもあるし、降った後動いて、これは非常にいろんな判断をするのに矛盾があるのではないかというご指摘、実は降ったときに動いたのはその間に竹や雑木の伐採をＪＲさんがやったんですね。それは１回目のときにこれじゃ困るということで、ＪＲ西八王子支社の支社長が町のほうに来て、宮ノ平以西の倒木しそうな箇所３４か所の地図を持ってきて、私たちもちろん責任として頑張りますけども、奥多摩さんのほうでも地権者その他のいろんな交渉に当たっていただきたいということで、幾つかははじめたその効果が若干ですよ、若干ですけども出たなと私は解釈しています。ですから、そういうふうな努力を少しずつＪＲさんと私どもでしっかりこれからやっていく。

ただ、ご意見の中でも、バス路線が大変厳しいというご意見もあり、また青梅まで繋いだらどうだというご意見もあり、いろいろどっちなのという感じもしなくはないですが、いずれにしても財政的に町が逼迫しているということは議員皆さんも十分承知の上だと思いますので、我々が選択できる中で、どうやったら町民皆さんに少しでも寄り添えるか。１００％これを整理することは、申し訳ありませんが不可能でありますので、その中でどうやって我々が皆さん方と相談しながらやっていくかという課題を真摯に受け止めてやって

まいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 大澤議員の再質問の２点目にお答えいたします。

路線バスの維持の関係でございます。国の施策も含めて町の過疎の計画のお話もございました。そんな中で質問といたしましては、広域行政圏協議会の中で町のバス路線の維持について協議が行われているのかというようなお話かと思います。

広域行政圏協議会の中ではＪＲに対する要望というところは８市町村で行っておりますけれども、バス路線の維持につきましては、町は西東京バスになりますけれども、ほかの市町村はバス路線の会社がそれぞれ違いますので、特段、広域行政圏協議会の中でこのバス路線に対する協議、要望という活動というのはしてございませんので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員、これで質問を終了としますけど、よろしいですか。

○５番（大澤由香里君） バス路線についてですけども、やはり経営は厳しいというのは分かりますし、都バスのほうでもそうですし、西東京バスのほうでもそうだと思います。なので、新しい交通手段の構築というところが求められていて、今、瑞穂では自動運転バスの実証実験運転をされていますけれども、そういうことも考えていかなきゃいけないのかなとか、先程の町民の意見にもありましたが、自動運転のワンボックスカーの導入ということも、今すぐには無理でしょうけれども、考えていかなきゃいけないかと思うので、そういうことも今後研究していつていただきたいと思います。

一言、気候変動で異常気象が当たり前になってきました。予想される大雨や雪の被害に備えて予防することは大事ですが、そのたびに生活機能が麻痺してしまうのでは困ります。町民からも切実な声が寄せられています。きちんとした対策が取れてこそ、愛され親しまれるＪＲであり、住み続けられる奥多摩町になれるんだと思います。ぜひ住民にとってそう思える町にしていきたいと述べ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、５番、大澤由香里議員の一般質問は終わりました。

以上で、日程第２ 一般質問は全て終了しました。

次に、日程第３ 各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続審査についてを議題とします。

お諮りします。本件については、各常任委員会、議会運営委員会から継続調査の申出がありましたので、配布の特定事件継続調査事項のとおり閉会中の継続調査にしたいと思い

ますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、日程第４ 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 124 条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要があるものは、お手元に配布の議員派遣予定表のとおりであります。

ただし、予定表に記載がなく、特に緊急を要する場合にあつては、その日時、場所、目的及び派遣議員等について議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、議長に一任することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

ここで本定例会の閉会に当たり町長より挨拶があります。師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 6 月 10 日から始まりました令和 7 年度第 2 回定例会の閉会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

本議会冒頭でもご説明いたしましたが、大型事業が始まる令和 7 年度がスタートいたしました。第 6 期長期総合計画は、具体的な形をしっかりとお示しし、進めてまいります。

本定例会では、令和 6 年度の一般会計補正予算の承認、条例の一部改正 2 件、繰越明許費繰越計算書の報告が 1 件、契約案件が 1 件、人事案件が 1 件のご承認をいただきました。ありがとうございました。

また、9 名の議員皆様から本日 16 の一般質問をいただきました。従来町が抱えている課題に加え、これからの時代に即応すべき課題等、各分野にわたり示唆ある提言、質問、ご指摘をいただきました。全国的な課題であると同時に、これからの奥多摩の課題を象徴しているというふうに感じました。サル対策につきましては、澤本議員への答弁をさせていただきましたが、住民皆様の切なる願いでありますので、猟友会の皆様、住民皆様との協議を経た後に予算を組ませていただく予定であります。

70 周年記念事業につきましては、各種既成事業を冠事業化を実施する旨お知らせして

おりましたが、記念事業への応募が4件、通常のまちづくりへの提案が9件と、町民皆様の町に寄せる期待感の高まりを感じております。

観光イベント関連では、ふれあいまつりにおいて町としてはじめて観光大使の任命、また、昭和歌謡ショーへの大物ゲスト招致についても順調に今交渉を進めております。

また、3月にもお知らせいたしましたが、鍾乳洞サミット、今回、奥多摩の幹事となりますが、この開催につきましても日原保勝会様と準備を進めております。10月8日に実施をいたしますので、ご報告を申し上げます。

さて今年の5月、6月、本日もそうですが、既に真夏並みの気温上昇が見られます。全国で観測されています。世界の気象が大きく変化しております。あらゆる自然災害に対応すべく、しっかりと状況の判断をしてまいります。

熱中症対策も講ずる時期を迎えました。ご近所の皆様をはじめ、住民皆様へのお声かけもよろしくお願いをいたします。

今月の24、25日には石川県穴水町へ議員皆様の視察研修が予定されております。現地での研修が有意義なものとなりますようご祈念を申し上げます。

議員皆様には議会運営、議会だより等情報発信にお努めいただき、新たな動きを実感しているところでございます。職員を代表して感謝を申し上げ、本定例会閉会の挨拶といたします。大変お疲れさまでございました。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

以上をもって令和7年第2回奥多摩町議会定例会を閉会とします。長時間の審議大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

午後3時46分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員